

特 記 仕 様 書

適用範囲

(適用範囲)

本特記仕様書は、榎島関連面整備（十一その８）管渠建設工事（以下「本工事」という。）に適用する。

総則

(総則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

<宇治市>

「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

「宇治市下水道建設技術基準（施工編）」

「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」

<近畿地方整備局>

「土木工事共通仕様書（案）」「土木工事施工管理基準」

「土木請負工事必携」

<京都府>

「土木工事共通仕様書（案）」（以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

<公益社団法人 日本下水道協会>

「下水道土木工事必携（案）」

<日本道路協会>

「舗装再生便覧」

に基づき施工すること。

(概略発注方式の試行)

- 1 本工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費（概略発注工を除く直接工事費）」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。対象工種については閲覧設計書、率及び率計上による金額の算出方法等は積算参考資料を参照のこと。
- 2 本工事の当初発注時の直接工事費の総額は万円止めとしている。

- 3 対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、概略発注工とした工種すべてを積上げ積算により変更契約するものとする。
また、変更契約時は直接工事費の総額を万円止めから円止めへと変更するものとする。

工事の着手

（着工日の定義）

工事に着手する日（着工日）とは、現場事務所の設置（工事区域に設置する場合のみ）、資機材の搬入、仮設工事、測量調査、家屋調査など、現地にて調査を開始する日とし、踏査や沿道の写真撮影などの行為は工事着手にはあたらないものとする。なお、舗装版切断や掘削作業など作業を開始する日は「施工着手日」とする。

工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。

（作業休日）

工事における作業休日は、土曜日、日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日までの6日間を見込んでいる）とする。なお、祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

（週休2日制工事について）

- 1 本工事は、発注者と受注者の双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう発注者と受注者の間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告すること。
- 4 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
- 5 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 6 月単位又は通期での週休2日を達成したと認められた場合、工事成績評価において加点する。
- 7 受注者は、国土交通省が近畿地方整備局管内で建設業のさらなる働き方改革推進のため取り組んでいる毎月第2・第4土曜日の建設

現場一斉閉所に努めるものとする。

適正な技術者の配置	(主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間) 1 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、測量、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。 2 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修(改造)命令書により工事の補修または改造を命じた場合は、その補修(改造)の完成を確認した日とする。
施工体制台帳 及び 施工体系図	(施工体制台帳及び施工体系図の記載) 受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。ただし、警備業者については、施工体制台帳を省くことができるものとする。
受注者相互の 協力	(関連工事の調整) 本工事区間に近接して榎島関連面整備(十一その7)管渠建設工事を施工中のため、施工に際しては、相互連絡調整を密にして行うこと。 本工事完了後、一部、ガスの復元工事を予定しており、舗装は仮復旧での引継ぎとなるため、舗装の本復旧までの期間に仮舗装の変状等が発生した場合、対応等について監督職員と協議を行うこと。

（特定建設資材の分別解体）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

解体方法 工程ごとの作業内容及び	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊	株式会社玉井道路	日曜・祝日を除く 毎日 8 時～17 時 22 時～4 時	50cm×50 cm以下に限る。 ゴミ等の混入は厳禁。	1. 1 km
泥水	株式会社田端工業	毎日 7 時～17 時 17 時～7 時	夜間・日曜・祝日の受入は事前協議 による。 無機系汚泥に限る。	8. 2 km
スクラップ	山城プレス工業株式会社			1.0 km

※上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

（舗装版切断作業時に発生する排水処理）

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、監督が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必

要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(建設発生残土の搬出)

1 建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に運搬するものとする。

2 前条に関しての受入条件は、下記のとおりとする。

これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

(1) 受入不適なもの

ゴミ・ガラ等異物混入土及び汚染土壌の場合。

事前分析検査に適合しない建設発生土。

※現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生土	一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社 0774-55-9506	7時30分～17時	受入休止日 日曜日、祝日 年末年始・夏季休暇・台風等	8.7km

(残土及び産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「残土処理計画書(報告書)」及び「廃棄物処理計画書(報告書)」及び添付書類を提出すること。なお、添付書類は以下によるものとする。

	残 土 処 理	廃 棄 物 処 理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	○土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
	○「契約書の写し」または「受入承諾書」	
	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量
変更	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地
	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要

	○当初計画書から処分地が変更の場合 残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」または「受入承諾書」	○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ○運搬方法の変更（当初契約書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
報告	○残土処理報告書 ○受入証明書 （受け入れたことを証明する書類） ※運搬チケットの写し等は不要 ○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場	○廃棄物処理報告書 ○「運搬管理表」または「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等 ○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

（再生資源利用計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 4. 再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（受領書の交付）

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入する場合は、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 5. 再生資源利用促進計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等）

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第 3 条再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第 4 条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対し

て、法令等に基づいて通知しなければならない。

（建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等）

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

（計画書及び実施書の様式及び保管）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開「再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

上記に掲載の再生資源利用〔促進〕（計画書・実施書）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完成后 5 年間保管し、計画書 1 部、実施書 1 部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書 1 部、実施書 1 部を提出するものとする。）

（産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物税）

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

施工機械
(運搬)

(施工機械 運搬)

本工事の建設副産物及び建設発生土については、下表の運搬機械で計上している。

なお、実情と異なる場合は、監督職員と協議の上、監督職員が必要と認めた場合は設計変更の対象とする。

建設副産物等	機 械 名	規 格	備 考
アスファルト殻運搬	ダンプトラック	10t	
スクラップ	トラッククレーン装置付き	4～4.5t 吊能力 2.9t	
残土運搬	ダンプトラック	4t、2t	

監督職員による
検査及び立
会い等

(段階確認・立会確認)

受注者は、別紙 1 の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式 16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式 17-1）によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」（確認を含む）には確認内容が把握できる写真を添付すること。

立会確認において、埋設物管理者との立会いが必要な場合は、受注者が各埋設物管理者に立会いを求めるものとし、実施内容（立会者、立会資料、立会写真）を添付し、監督職員に提出するものとする。ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。なお、別紙 1 の立会確認一覧表の確認項目のうち「他占用物の保安対策」については、試掘工の結果及び埋設物管理者との施工前立会いの結果（保安対策）等を反映した施工方法について確認するものである。立会確認の実施時期及び実施箇所については、占有者との協議結果等により監督職員が定め工事打合簿（様式 7-1）にて通知するものとする。また、通知した内容については、施工計画書に記載し、監督職員の確認を受けること。

(材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書」（様式 15-1）によるものとする。また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

施工管理

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施するものとする。なお、これにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

品質試験項目

工 種	種 別	試験項目	試験頻度	試験方法
埋め戻し	現場	現場密度試験	(砂置換法の場合) 路床部及び路体部 1 現場当り 3 回以上	砂置換法 (砂置換法以外の試験方法を行う場合は、試験頻度等を監督職員と協議すること。)
路盤工	現場	現場密度試験	(本管部路盤工面積 3,000 m ² 未満の場合) 1 箇所	
掘削工(現場発生土)	材料	含水比、コーン指数、粒度、液性限界・塑性限界の各試験、工学的分類突固めによる土の締固め試験		近畿地方整備局「土木工事施工管理基準」の「品質管理基準及び規格値」の「20道路土工」を準拠
砂基礎(再生コンクリート砂)	材料	六価クロム溶出試験		環境庁告示第46号

(規格値)

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値、下水道土木工事必携(案)によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

①品質規格

工 種	項 目	規 格 値	適 用
砂基礎（再生コンクリート砂）	六価クロム	0.05mg/l 以下	

（写真管理基準）

別表 撮影箇所一覧表に基づき工事写真帳を整理し、工事完成時に提出するものとする。

（安全に関する研修・訓練等の実施）

受注者は、宇治市共通仕様書の第 34 条「工事中の安全確保」の 10 から 12 に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を 1 回以上実施しなければならない。

（１）建設工事の請負契約に関すること

（２）労働関係法令に関すること

＜研修の参考とする図書等の例＞

- ・工事請負契約書（第 51 条）
- ・建設業法令遵守ガイドライン（令和 6 年 12 月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成 3 年 2 月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

（標示板の設置）

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：下水道をつくっています
工事種別：下水道工事（管渠）

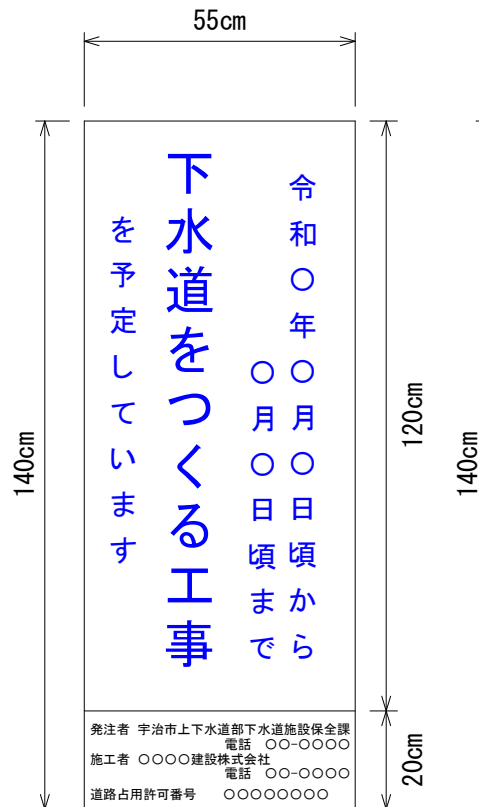
(標示板の記載例)

〔工事標示板〕

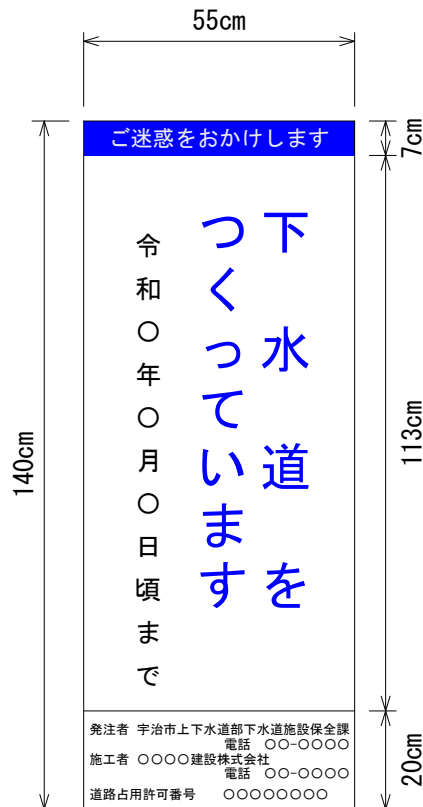


設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合は、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・緑の余白は、2cm、緑線の太さは、1cm、区画線の太さは、0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

〔工事情報看板〕



〔工事説明看板〕



【工事情報看板】

設置 期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの期間
設置 位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、遠藤住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格 色彩 等	・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
適用	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については、設置しない。 ・設置の要否は、沿道環境を考慮し個別に判断すること。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

【工事説明看板】

設置 期間	・路上工事を開始から路上工事を完了するまでの間設置する。
設置 位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格 色彩 等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
適用	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については、設置しない。 ・設置の要否は、沿道環境を考慮し個別に判断すること。

工事中の安全
確保

（熱中症による労働災害の防止）

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を交通誘導等を行う警備業従事者も含め実施すること。また、実施内容を施工計画書に記載のうえ、事前に監督職員へ提出すること。

（１）「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知

（２）熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう以下の内容の作成及び関係作業員への周知

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の連絡体制

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

なお、周知の対象は本工事現場全体とし、実施にあたっては、以下の資料を参考にすることとする

京都府ＨＰリンク：建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

環境対策

（低騒音型の使用）

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年度建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。

(公害対策)

- 1 本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、または生ずる恐れがある場合は、監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。
ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。
- 2 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。

(環境等の保全)

- ・工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- ・原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- ・地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

(仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

交通安全管理

(安全対策費)

安全対策については、夜間：交通誘導警備員207人を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。

（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果または条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

官公庁等への
手続等

（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各管理者との調整を十分行うこと。

支障物件	管理者	位置
水道管（市）	宇治市	全路線
ガス管	大阪ガス株式会社	全路線
NTT ケーブル	NTT	全路線
電柱・支線・架空電線	関西電力	全路線

※記載がない場合においても埋設物の有無の確認を行うこと。

水道・ガスの移設工事は事前に完了しており、仮舗装の管理は受注者にて行うものとする。

また、移設完了時期等が著しく遅れる場合は設計変更（工期）の対象とする。

（占用物件等）

本工事前に地下埋設物等の支障物件について調査し監督職員に報告すること。

なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程について協議を行う。

施工時期及び
施工時間の変
更

（施工時間）

工事の作業時間は、周辺の道路利用状況を鑑み、21:00～6:00（夜間）を厳守すること。ただし、道路管理者・所轄警察署・地元等との協議により変更する場合がある。作業内容により完了時刻を超過する作業が見込まれる場合は事前に監督職員と協議を行うこと。

保険の付保及
び事故の補償

（建退共の提出書類）

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退協運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が0人となる場合

（請負業者賠償責任保険の加入）

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするかまたは年間に付する総括契約とするかを問わない。

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

共通

(任意仮設)

本工事において、工事目的物を施工する上で必要となる仮設は任意仮設であり、標準図(別紙)の仮設標準図は標準的工法を示した参考図である。受注者は、採用する仮設の図面・構造計算書・施工方法等を監督職員に提示し、確認を得なければならない。(参考図により施工を行う場合を含む。)

(再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤	
	RC-40	路床、路体	※購入土の場合
	RC-40	構造物の基礎	
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層	
再生コンクリート砂	RC-10 もしくは RC-5	基礎、防護(本管・取付管)	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1) 上表再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」（平成6年4月11日建設省技調発第八八号）によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではない。

盛土工

（発生土の利用）

本工事における埋め戻し材料は、現場発生土（流用土）とする。なお、現場発生土について施工管理で記載している表中の品質管理試験を行い、土質区分を明確にしなければならない。その結果により、埋戻し材料を購入土に変更する場合があります、この場合は、設計変更の対象とする。

なお、試験位置及び箇所数については、監督職員との協議によるものとし、試料採取の際は監督職員が立会わなければならない。

（再生コンクリート砂を使用する場合の環境対策）

再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壤汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日付け環境庁告示46号）によるものとする。試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事1購入先当たり1検体の試験を行う。

（アスファルト混合物事前審査制度）

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

環境対策

(家屋調査)

- 1 本工事では、本工事に伴う地盤変動により生じた建物等の損傷を確認するための家屋事前調査（及び家屋事後調査）を行うものとする。
- 2 家屋調査については、「工損調査等標準仕様書」によるものとする。なお、標準仕様書に明記されていない事項等、疑義が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

事前調査・測量

(用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

(街区基準点について)

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

工事材料の品質及び検査 (確認を含む)

(品質証明書等)

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	適用
鋼材	鋼製ケーシング	ミルシートの提出
	鋼管	

納品書・納入書等

（納品書・納入書等の提出）

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
再生クツシャーラン	R C－4 0	埋戻材、路盤材
再生粒度調整碎石	R M－3 0	路盤材、補足材
再生加熱アスコン混合物	各種	表層
レディミクストコンクリート		
交通誘導警備員		

その他

（個人情報の保護）

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者が責任を持って対処すること。

（完成図書）

完成図書には、宇治市の定める書式により次の下水道施設引継図書が含まれており、完成図書として、工事完成日には提出すること。なお、下水道施設引継図書とは下記の内容のものとする。

・管路施設引継書

①出来形成果表 ②平面縦断出来形図 ③マンホール調書 ④組立マンホール出来形調書 ⑤マンホールオフセット図 ⑥その他監督職員が指示した図書

・取付管調書

①取付管位置図 ②取付管平面図 ③公共汚水ます出来形集計表 ④取付管調書 ⑤写真 ⑥その他監督職員が指示した図書

（公共汚水ますの位置及び形状）

ますの位置及び形状は、監督職員との現地立会いにより指示を受けるものとするが、契約時点で未決定部分がある場合及び変更となった箇所がある場合は、設計変更の対象とする。

（取付管及びますの 2 箇所取りについて（3 箇所以上を含む。））

1 軒につき 2 箇所以上の取付管及びますを設置する場合、その中で最も高価になる箇所を本工事の対象（公費施工）とし、その他は受注者と各所有者にて契約を行い施工（私費施工）するものとする。契約をするにあたっては事前に取り付管 2 箇所のそれぞれの施工費の見積り書を作成し、監督職員の確認を得た後、私費の見積り書のみ施主に提出するものとする。なお、見積書の書式・数量は、宇治市で定める基準とし、見積書の単価は、受注者が入札時に使用した積算単価などを基に、見積額を算出するものとする。私費施工については、工事完成後に、領収書の写しを提出すること。

（工法・資材調書の作成）

本工事において、日本下水道協会の規程により認定された下水道用資器材製造工場の資器材を使用した場合は、別に定める書式により工法・資材調書を作成し、監督職員の指示する期日までに提出すること。

（完成図書の作成方法等）

本工事は、国庫補助事業であり会計検査の対象であるため、完成図書の作成方法や整理方法等について、監督職員と協議しなければならない。

（関係機関協議）

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

（地元説明会）

工事に関する地元説明会が必要な場合は、受注者は、これに必要な説明資料を事前に作成し監督職員の承諾を得たうえで、説明会で説明しなければならない。なお地元説明会の開催については、町内会等との調整により実施の有無を決定する。説明会を実施しない場合についても、同等の説明資料を各戸に配布し周知すること。

説明資料の記載事項は以下のとおりとする。

- （１）工事名・工事区域・宇治市の施工担当課・受注業者名・電話番号
- （２）施工順序・工程・安全施設类等設置計画・通行規制
- （３）資材・材料・掘削土砂の仮置き場及び運搬方法・搬入搬出経路（ただし、工事区域または工事近接区域に仮置き場を設置しない場合はこの限りでない）
- （４）仮駐車場の位置、現場事務所の位置、現場代理人の氏名及び連絡先
- （５）その他監督職員が指示する事項

（現場事務所等の設置）

本工事においては、工事区域内もしくは周辺に現場事務所を設置するよう努めなければならない。

（仮置き場の設置）

本工事においては、仮置き場を設置する場合は、仮置き場周辺の公衆災害の防止も含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

（外壁・側溝等の現況写真）

施工着手にあたっては、事前に家屋の外壁・外構・側溝等の現況を写真等により記録すること。なお、施工着手はこの記録を監督職員に提出した後とする。

（使用材料）

本工事における使用材料は、日本下水道協会認定工場で製造されたⅠ類資器材指定品及びⅡ類資器材登録品とする。また規格品以外を使用する際には監督職員の承諾を得なければならない。

（安全関係）

1. 地下埋設物件については、各占有者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、その結果を反映した施工方法について、工事打合簿により監督職員と協議すること。また、施工中、予想外の埋設物が認められ、事前に取り決めた保安対策が実施できない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けて施工すること。なお、地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
2. 架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合は、労働安全衛生法規則 349 条等により（感電事故防止について）、事前に当該管理者と協議し必要な保安措置を行うこと。

（試験掘工）

本工事においては、下記の通り試験掘工を計上しているが、試掘箇所については施工方法・埋設物の状況・他占有者との協議を基に受注者において箇所の選定を行うこと。なお、関係機関との協議により試掘箇所及び調査深が変更となった場合、設計変更の対象とする。

試掘工 N=12(各立坑および薬液注入箇所を想定)

なお、立坑工及び薬液注入工前に実施する試験掘りにおける埋め戻し土には購入土の使用を想定している。

（全般）

1. 受注者は、工事用水及び工事中に発生する地下水、雨水、土砂等を一切既設人孔に流してはならない。既設人孔への接続は、その対策について監督職員の確認を得た後に行うこと。また、既設側溝等に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うこと。
2. マンホール蓋において、マンホール深が2.0m以上となる場合はロック付転落防止梯子を設置すること。

（別紙）に標準図を添付する。

現場条件・状況（推進工）

1. 推進工法の選定条件は以下のとおりである。

[取付管①～⑥]

（ア）礫質砂

（イ）最大想定礫径 30mm

（ウ）室内土質試験結果 別紙参照

（エ）ボーリング柱状図 別紙参照

選定条件より設計では、「鋼製さや管方式 ボーリング式 一重ケーシング方式タイプⅥ φ400」の工法を採用している。

2. 具体的な工法については、土質条件（特に土質区分、玉石、礫等の径・礫混入率等）、推進距離・標準立坑寸法等により受注者で選定し、その検討内容や根拠を表記した計画書を施工に先立ち監督職員に提出し確認を得なければならない。
3. 推進工事においては、日報を提出するものとする。
4. 施工の際、立坑周辺のほか必要な箇所については、試験掘りを行うこと。また、立坑掘削時に土質の確認を行い、計画している推進工法が適正か検証しなければならない。
5. 道路管理者及び他の占有者との施工協議において、試験掘り・その他の防護措置を指示された場合、すみやかにこれを履行すること。
6. 立坑付近の施工においては、車道及び歩道を占有するため、特に以下の点について検討し施工計画書に盛り込むとともに、監督職員の承諾を得なければならない。
 - 1) 歩行者・自転車等の安全通路は昼夜を問わず確保すること。
 - 2) 泥水関連施設等のホース・管等により段差が生じないようにしなければならない。
 - 3) プラント用地が確保できない限り、泥水関連施設等は車上設備とし道路使用許可時間以外は、道路を開放しなければならない。
7. 立坑・マンホールの位置については、別途提示する資料に基づくが、確認として光波測距儀により推進間距離を実測すること。

（薬液注入工）

1. 薬液注入工事は、（近畿地方整備局）土木請負工事必携・（社）日本グラウト協会（旧（社）日本薬液注入協会）の施工資料編・施工

管理方式編及び薬液注入工法設計・施工指針に基づき施工すること。また「流量圧力管理測定装置」は、(社)日本グラウト協会認定型を使用し、それが確認できる書面及び写真を提出すること。

2. 薬液注入工事において、井戸及び公共用水域の調査は(近畿地方整備局)土木請負工事必携・(社)日本グラウト協会の施工資料・施工管理方式編・薬液注入工法設計・施工指針に基づき、聞き取り等により事前に調査しなければならない。飲料水用にかかわらず井戸の存在が確認された場合は、監督職員と協議を行い対処すること。
3. 薬液注入工に伴う観測孔の施工に際しては別紙2に定めるチェックシートを使用し、監督職員の確認を受けた後に観測孔の施工に着手すること。

(立坑工)

1. 本工事のケーシング立坑の施工においては事前に観測井戸を設置し、地下水(水位)の有無を確認するものとする。これにより地下水が確認出来ない場合については、掘削深及び底版コンクリート(立坑基礎)の寸法・仕様を監督職員と協議の上変更するものとし、設計変更の対象(請負代金の減額変更)とする。

別表 撮影箇所一覧表

開削編取付管調書用写真は、下水道施設引継図書作成手引きに基づき全件撮影すること。

工 種	種 別	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影及び提出頻度	
着手前		全景又は代表部分撮影	着手前	各マンホールごと	
完成		全景又は代表部分撮影	完成後	各マンホールごと	
安全管理		各種標識類の設置状況	設置後	各種類ごとに1回	
		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類ごとに1回	
		監視員交通整理状況	作業中	各1回	
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施ごとに1回	
現場事務所		設置状況	設置後	事務所ごと	
	トイレ	設置状況	設置後	事務所ごと	
	掲示看板類	全景、接写	設置後	事務所ごと	
使用材料	マンホール・鉄蓋	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	本管・取付管	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	公共汚水枳	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	内・外副管	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	可とう継手	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
使用機械		使用機械規格	使用前	使用機械ごと	
		排出ガス対策型	使用前	使用機械ごと	
		低騒音型	使用前	使用機械ごと	
試掘		地下埋設状況	掘削後	1施工箇所に1回	
		土質試験用土砂採取状況	掘削後	監督員が指示した箇所	
仮設工	管路土留工	使用材料の形状寸法	施工前	マンホール間ごとに1回	
		仮設状況全景（背面隙間なし）	施工中	マンホール間ごとに1回	
		建込状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		矢板根入れ・切梁腹越し間隔位置	施工後	マンホール間ごとに1回	
		マンホール部の土留め	施工後	マンホールごとに1回	
		引抜状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
管布設工	舗装版切断	舗装版切断状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	舗装版取壊し	舗装版取壊し状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	掘削	掘削状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		深さ・幅	掘削後	マンホール間ごとに1回	
	基礎砂	敷均し・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	マンホール間ごとに1回	
	管布設	布設状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	保護砂	敷均し・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	マンホール間ごとに1回	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	マンホール間ごとに1回	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧 下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホール間ごとに1回	
	仮復旧 上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホール間ごとに1回	
	仮復旧 表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホール間ごとに1回	
	残土処分	残土積込み・搬出状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	ガラ処分	ガラ積込み・搬出状況	施工中	マンホール間ごとに1回	

工 種	種 別	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影及び提出頻度	
マンホール設置工	掘削	掘削状況	施工中	マンホールごとに1回	
		床付け	施工中	マンホールごとに1回	
		深さ・幅	掘削後	マンホールごとに1回	
		基礎碎石	敷均し・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回
		厚さ・幅	施工後	マンホールごとに1回	
	マンホール設置	据付状況	施工中	マンホールごとに1回	
	可とう継手設置	ﾊﾞﾝﾄﾞ 締付け状況	施工中	マンホールごとに1回	
	鉄蓋設置	設置状況	施工中	マンホールごとに1回	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	マンホールごとに1回	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧 下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホールごとに1回	
	仮復旧 上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホールごとに1回	
	仮復旧 表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホールごとに1回	
	インバート工	仕上げ状況	施工中	マンホールごとに1回	
副管設置工	基礎碎石	敷均し・転圧状況	施工中	1施工箇所に1回	
		厚さ・幅	施工後	1施工箇所に1回	
	管布設	布設状況	施工中	1施工箇所に1回	
	型枠工	形状寸法	施工後	1施工箇所に1回	
	コンクリート工	打設・締固め状況	施工中	1施工箇所に1回	
取付管工	舗装版切断	舗装版切断状況	施工中	10軒に1箇所	
	舗装版取壊し	舗装版取壊し状況	施工中	10軒に1箇所	
	掘削	掘削状況	施工中	10軒に1箇所	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
	基礎砂	敷均し・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		厚さ・幅	施工後	10軒に1箇所	
	管布設	布設状況	施工中	10軒に1箇所	
		土被り・延長	施工後	全施工箇所	
	保護砂	敷均し・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		厚さ・幅	施工後	10軒に1箇所	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	10軒に1箇所	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧 下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	10軒に1箇所	
	仮復旧 上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	10軒に1箇所	
	仮復旧 表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	10軒に1箇所	
	残土処分	残土積込み・搬出状況	施工中	10軒に1箇所	
	ガラ処分	ガラ積込み・搬出状況	施工中	10軒に1箇所	
汚水柵設置工	土間取壊し	取壊し状況	施工中	10軒に1箇所	
	掘削	掘削状況	施工中	10軒に1箇所	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
	汚水柵設置	設置状況	設置中	10軒に1箇所	
		柵深	設置後	全施工箇所	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	10軒に1箇所	
	土間復旧	施工状況	施工中	10軒に1箇所	

工 種	種 別	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影及び提出頻度	
舗装工	不陸整正 補足材なし	敷均し・転圧状況	施工中	100mに1回	
		整正状況	整正後	100mに1回	
	不陸整正 補足材あり	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	100mに1回	
		整正状況	施工後	100mに1回	
	基層工・表層工	敷均し・転圧状況	施工中	100mに1回	
		整正状況	整正後	100mに1回	
		タックコート・ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	散布時	100mに1回	
		厚さ	整正後	100mに1回	下がり管理
	品質管理	到着温度・敷均し温度・初期転圧温度	施工中	午前・午後各2回	
		開放温度	施工後	施工日に1回	
		路盤密度（砂置換） ＡＳコアー	完成後	1000㎡に1回	
区画線工		施工状況	施工前後	施工日に1回	
付帯工	排水構造物工	施工状況	施工中	1施工箇所1回	
	既設マンホール仮閉塞工	地下水・工事用水等流出防止対策状況	施工中	1施工箇所1回	
残土・As殻	残土仮置場	使用状況	使用前・使用中・使用後	仮置場ごと	
Con殻処分	運搬工	搬出状況・搬出先状況	施工中	工種ごと	

別表 撮影箇所一覧表

推進編

工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影及び提出頻度	
観測井戸設置工	ロッド検尺	施工前	1施工箇所1回	
	残尺確認	施工後	1施工箇所1回	
	埋戻し状況	施工中	1施工箇所1回	
	水素イオン濃度 PH値8.6以下 ※施工前の測定値が8.6をこえるときは、当該測定値以下であること。	施工前	観測井戸ごとに1回	
		施工中	観測井戸ごとに1回／日	
		施工後	観測井戸ごとに1回／日	注入終了後2週間を経過するまで
		施工後	観測井戸ごとに1回／15日	2週間を経過後舗装本復旧をするまで
薬液注入工	使用機械	施工前	各機械ごと	
	流量圧力管理測定装置	施工前	測定装置ごと	
	プラント（車上・地上）設置状況	設置中	現場ごと	
	プラント（車上・地上）設置完了	設置後	現場ごと	
	プラント（車上・地上）撤去状況	撤去中	現場ごと	
	主材・硬化材搬入状況	搬入時	搬入ごとに1回	
	使用材料（主材・硬化材）	使用前	全数量	
	使用材料（主材・硬化材）空袋	使用后	全数量	
	注入箇所・間隔確認	施工前	1立坑で注入部位ごと	
	ロッド検尺	施工前	1立坑で注入部位ごと	
	機械注入ポイントセット状況	施工前	1立坑で注入部位ごと	
	噴射確認	施工前	1立坑で注入部位ごと	
	削孔状況	施工中	1立坑で注入部位ごと	
	主材比重	施工前	1立坑で注入部位ごと	
	ゲルタイム（硬化時間）	施工前	作業開始前、午前、午後の各1回以上	
	注入状況	施工中	1立坑で注入部位ごと	
	残尺確認	施工後	1立坑で注入部位ごと	
立坑工 ライナープレート式	使用材料（ライナープレート、裏込め材、覆工板等）	使用前	1施工箇所1回	
	使用材料（裏込め材）空袋	使用后	1施工箇所1回	
	舗装版取壊し状況	施工中	1施工箇所1回	
	上部掘削状況	施工中	1施工箇所1回	
	ガイドCon打設状況	施工中	1施工箇所1回	
	ガイドCon厚さ・幅	施工後	1施工箇所1回	
	覆工板設置状況	施工中	1施工箇所1回	
	ライナープレート部掘削状況	施工中	1施工箇所1回	
	ライナープレート設置状況	施工中	1施工箇所1回	
	裏込め状況	施工中	1施工箇所1回	
	掘削深さ・寸法・打音	施工後	1施工箇所1回	
	フェノール反応確認	施工後	1施工箇所1回	
	碎石基礎敷均し・転圧状況	施工中	1施工箇所1回	
	碎石基礎厚さ・幅	施工後	1施工箇所1回	
	底版Con打設状況	施工中	1施工箇所1回	
	底版Con厚さ・幅	施工後	1施工箇所1回	
	間詰めCon打設状況	施工中	1施工箇所1回	
	ライナープレート撤去状況	施工中	1施工箇所1回	
	ライナープレート撤去寸法	施工後	1施工箇所1回	

工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影及び提出頻度	
立坑工 鋼製ケーシング式	使用材料（ケーシング、円形覆工板等）	使用前	全数	
	舗装版取壊し状況	施工中	1施工箇所1回	
	圧入状況	施工中	1施工箇所1回	
	ケーシング溶接状況	施工中	1施工箇所1回	
	掘削状況	施工中	1施工箇所1回	
	掘削深さ・寸法	施工後	1施工箇所1回	
	砕石基礎敷均し・転圧状況	施工中	1施工箇所1回	
	砕石基礎厚さ・幅	施工後	1施工箇所1回	
	底部・底盤Con打設状況	施工中	1施工箇所1回	
	底部・底盤Con厚さ・幅	施工後	1施工箇所1回	
	間詰めCon打設状況	施工中	1施工箇所1回	
	ケーシング切断状況	施工中	1施工箇所1回	
	ケーシング撤去寸法	施工後	1施工箇所1回	
推進工	使用材料（掘進機・注入材・管材・止水器）	使用前	全数	
	使用材料（注入材）空袋	使用後	全数	
	各種設備設置撤去状況（推進設備・掘進機・坑口・泥水処理設備等）	施工中	1施工箇所1回	
	鏡切り状況	施工中	1施工箇所1回	
	フェノール反応確認	施工前	1施工箇所1回	
	推進状況（掘削・送排泥・裏込注入等）	施工中	1本ごと	

別紙 1 段階確認一覧表及び立会確認一覧表

段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
立坑工	鋼製ケーシング工	着手前	掘削箇所	立坑毎
		施工完了時	基準高・径	
固結工	薬液注入工	着手前	削孔箇所(観測井戸含む)	全箇所
		施工時	施工サイクル	1回以上／工事
下水道出来形確認		完成時	出来形	舗装本復旧前及び必要に応じて
		完成時	出来形、使用材料	舗装本復旧前及び必要に応じて

※下水道出来形確認については、下水道施設保全課が行う。

立会確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
開削工・立坑工	埋戻工	着手前	土質サンプル採取状況	全箇所
取付管推進工	推進機	着手前	種類、仕様、外観、主要寸法、ビット	工法毎
開削工・取付管推進工・立坑工・薬液注入工(観測井戸含む)		着手前	施工前立会い確認 (埋設物管理者との立会い)	全箇所
開削工・取付管推進工・立坑工・薬液注入工(観測井戸含む)		施工時(占有者との協議結果等により監督職員が定める)	他占有物の保安対策	占有者との協議結果等により監督職員が定める

別紙2

チェックシート

観測孔 No.

確認項目		監理(主任)技術者		確認資料	正監督員	
		チェック欄	確認日	チェック欄	確認日	
施工計画	観測孔位置の提案	☐ 発注者に提案を行った	/	施工計画書	☐	/
埋設物の有無	埋設物の種別	☐ 水道 ☐ ガス ☐ 関電 ☐ NTT ☐ 農業用水管 ☐ その他()	/	設計図書ほか	☐	/
	設計図書による確認	☐ 平面図 ☐ 断面図 ☐ その他()	/	設計図書	☐	/
	設計協議回答での有無	☐ 水道 ☐ ガス ☐ 関電 ☐ NTT ☐ 農業用水管 ☐ その他()	/	設計協議回答	☐	/
管理者との立会確認	観測孔位置の立会確認を行った	☐ 水道 ☐ ガス ☐ 関電 ☐ NTT ☐ 農業用水管 ☐ その他()	/			
		☐ 支障なし ()	/	立会確認書	☐	/
		☐ 支障あり () →対策 【 】	/	立会確認書	☐	/
埋設物の確認方法	試掘により位置の特定を行った	☐ 水道 ☐ ガス ☐ 関電 ☐ NTT ☐ 農業用水管 ☐ その他()	/	打合せ簿	☐	/
		☐ 試掘を行ったが確認できなかった () →理由 【 】	/		☐	/
施工計画変更	観測孔位置の再提案	☐ 発注者に再提案を行った	/	変更施工計画書	☐	/

宇治市公共下水道事業 (標 準 図)

(令和 6 年度改定版)

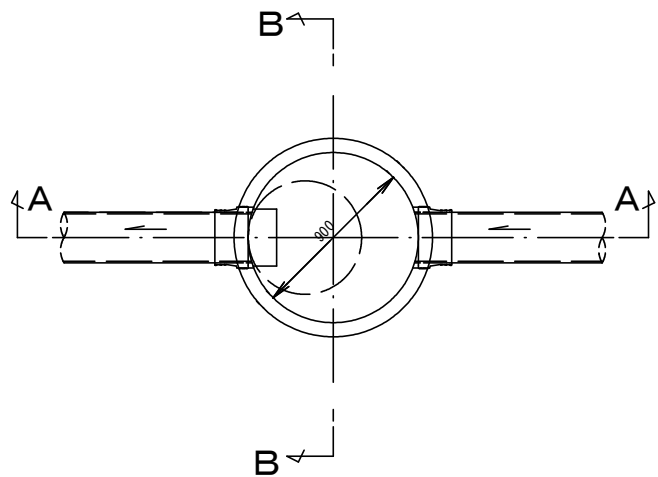
宇治市上下水道部

目次

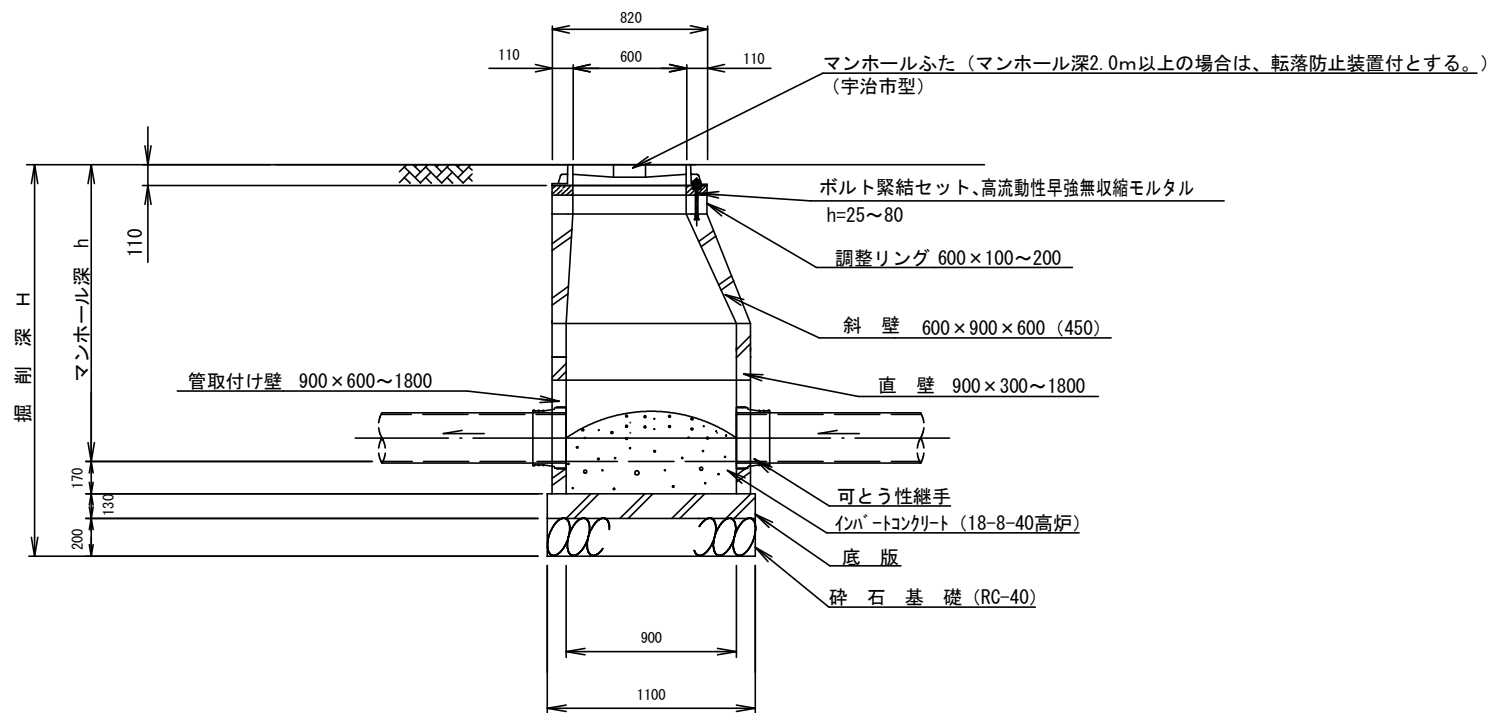
1. 鉄筋コンクリート製1号組立マンホール標準図
2. 特1号（楕円形）E1組立マンホール標準図
3. 特1号（楕円形）A1組立マンホール標準図
4. 小型レジンマンホール標準図
5. 硬質塩化ビニル製小型マンホール（標準仕様）標準図
6. 硬質塩化ビニル製小型マンホール（中間壁仕様）標準図
7. 硬質塩化ビニル管標準図
8. 仮設図（参考図）
9. 外副管標準図
10. 外副管標準図（小型レジンマンホール）
11. 取付管及び標準横型公共汚水ます設置標準図
12. 取付管及び標準縦型公共汚水ます設置標準図
13. 取付管及び特殊公共汚水ます（その1）横型設置標準図
14. 取付管及び特殊公共汚水ます（その1）縦型設置標準図
15. 特殊公共汚水ます（その2）、取付管止め設置標準図
16. 取付管のマンホール接続標準図
17. 宇治市型φ300用鋳鉄製マンホールふた標準図
（小型レジンマンホール）
18. 宇治市型φ300用鋳鉄製マンホールふた標準図 （スリップ防止型）
（小型レジンマンホール）
19. 宇治市型φ300用鋳鉄製マンホールふた標準図
（硬質塩化ビニル製小型マンホール）
20. 宇治市型φ300用鋳鉄製マンホールふた標準図 （スリップ防止型）
（硬質塩化ビニル製小型マンホール）
21. 宇治市型φ600用鋳鉄製マンホールふた標準図
22. 宇治市型φ600用鋳鉄製マンホールふた標準図 （スリップ防止型）
23. 下水道用 次世代型マンホールふた標準図
24. マンホールインバート施工図
25. マンホールふた改良工標準図（開削工法）
26. マンホールふた改良工標準図（円形工法）
27. 内副管（参考図）

鉄筋コンクリート製1号組立マンホール標準図 S=1:40

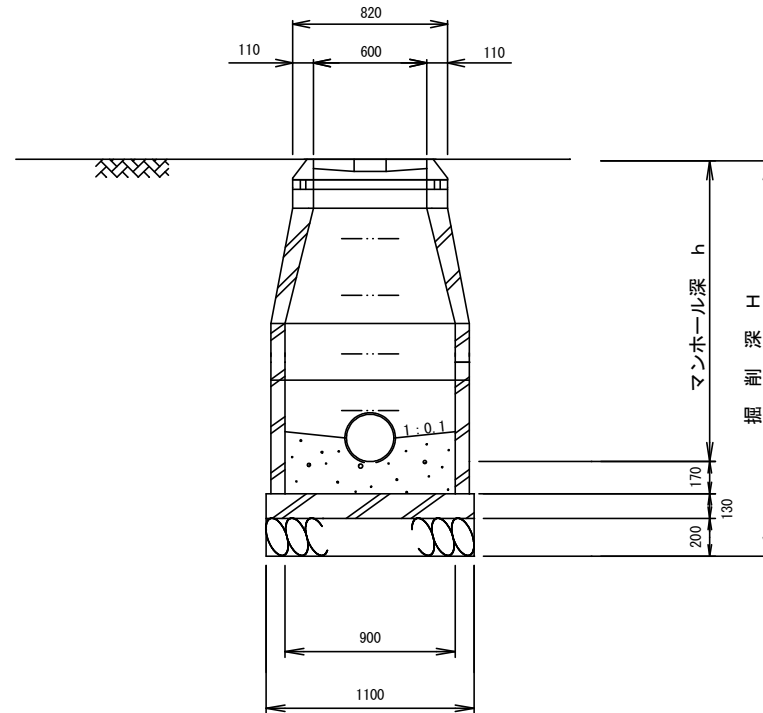
平面図



A-A断面図



B-B断面図

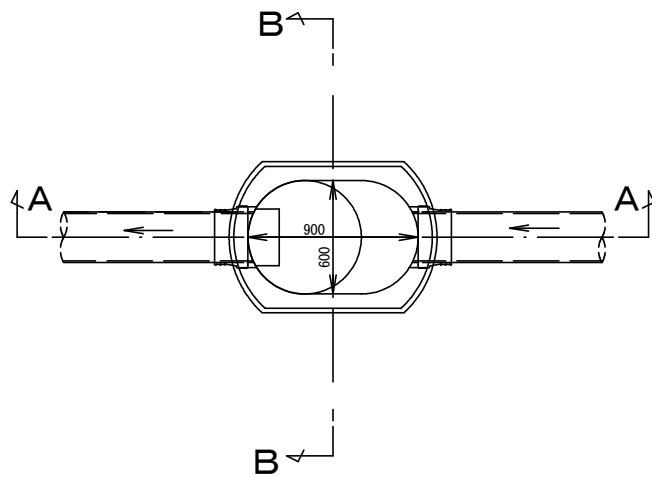


※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS A-11・G-4）・Ⅱ類資器材登録品とする。
※底板は、フラット底板又は、底板一体型管取付け壁を使用すること。
※上流管きょと下流管きょの最大ステップ値は下流管径以下とするが、円滑な流下を図るため、必ずインパートを設けること。
※既設マンホールに接続する場合においても、必ず可とう性継手を設置すること。

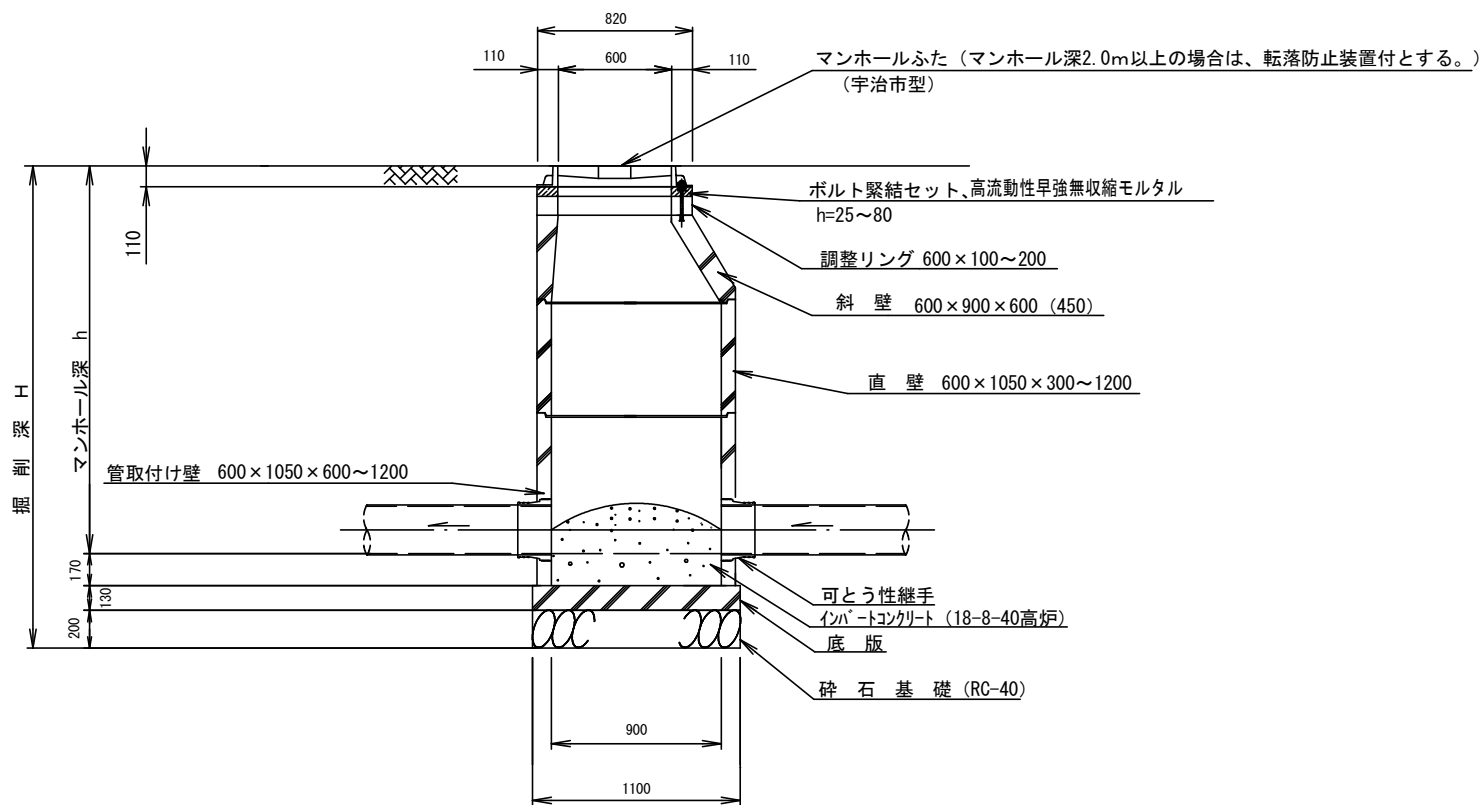
工 種	宇治市公共下水道事業			
起工番号				
工 事 名				
施工箇所				
図面種類	鉄筋コンクリート製1号組立マンホール標準図			
縮 尺	図示			
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	1			

特1号（楕円形）E1組立マンホール標準図 S=1:40

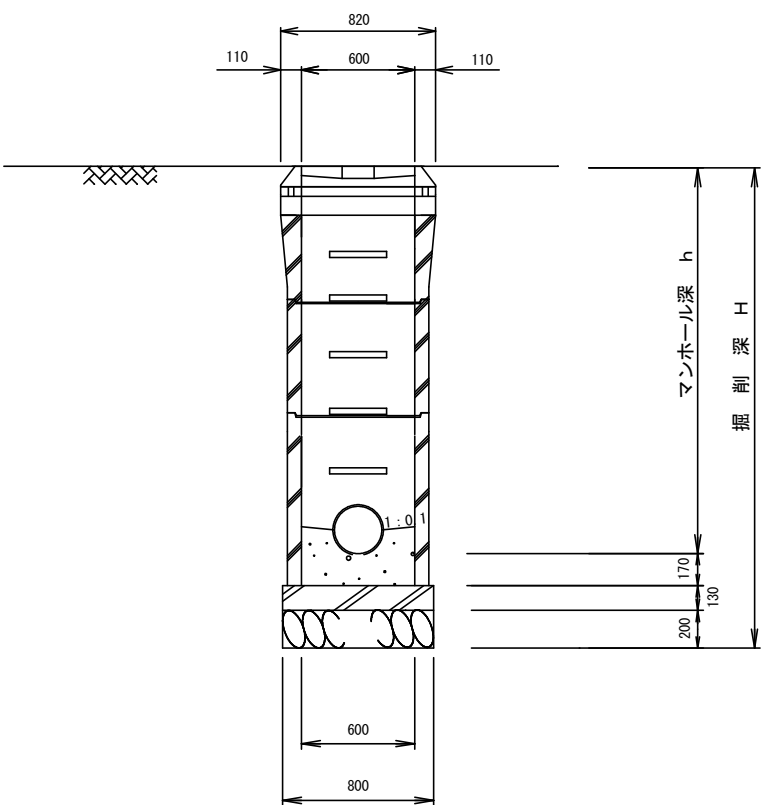
平面図



A－A断面図



B－B断面図

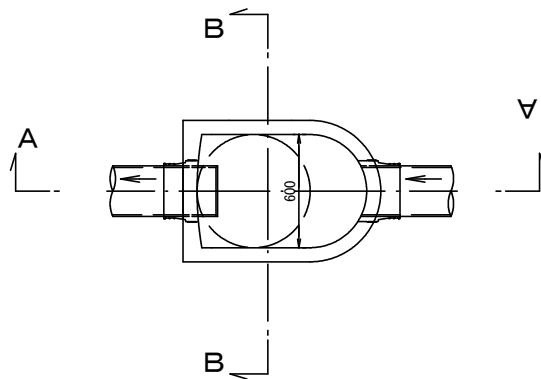


※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS A-11・G-4）・Ⅱ類資器材登録品とする。
※底版は、フラット底版又は、底版一体型管取付け壁を使用すること。
※上流管きょと下流管きょの最大ステップ値は下流管径以下とするが、円滑な流下を図るため、必ずインパートを設けること。
※既設マンホールに接続する場合においても、必ず可とう性継手を設置すること。

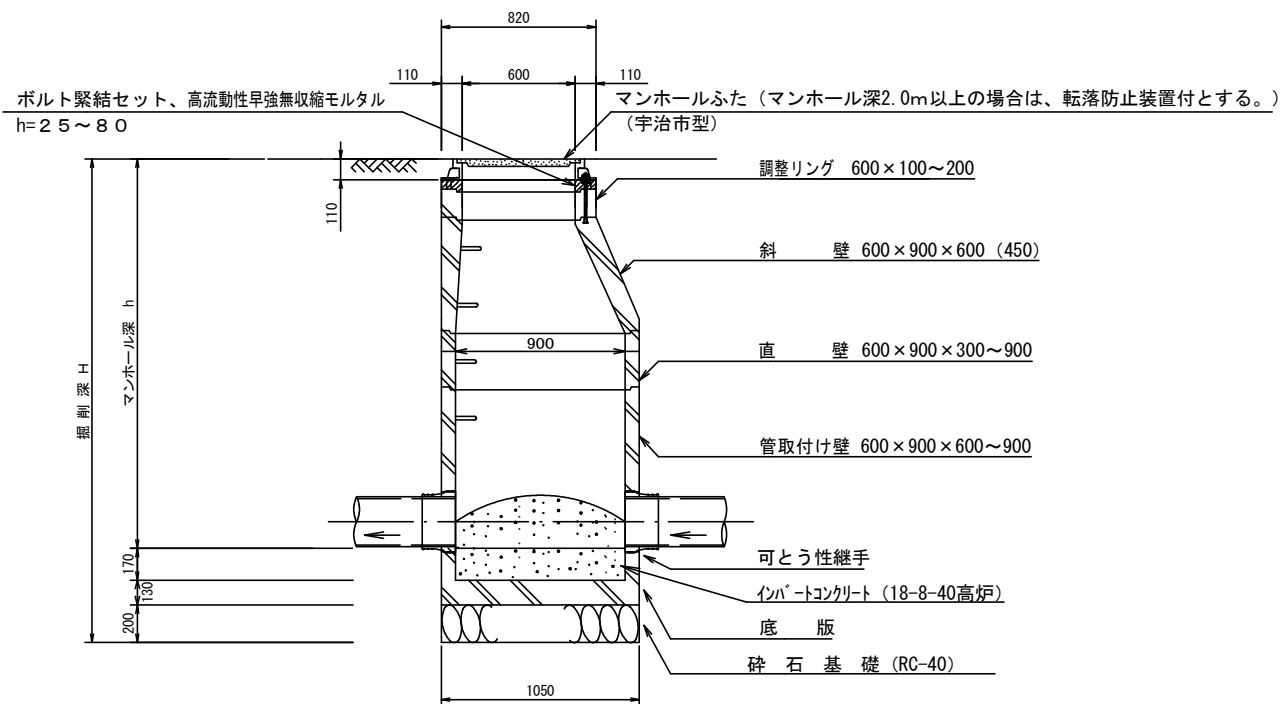
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	特1号（楕円形）E1組立マンホール標準図				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	2				

特1号（楕円形）A1組立マンホール標準図 S=1:40

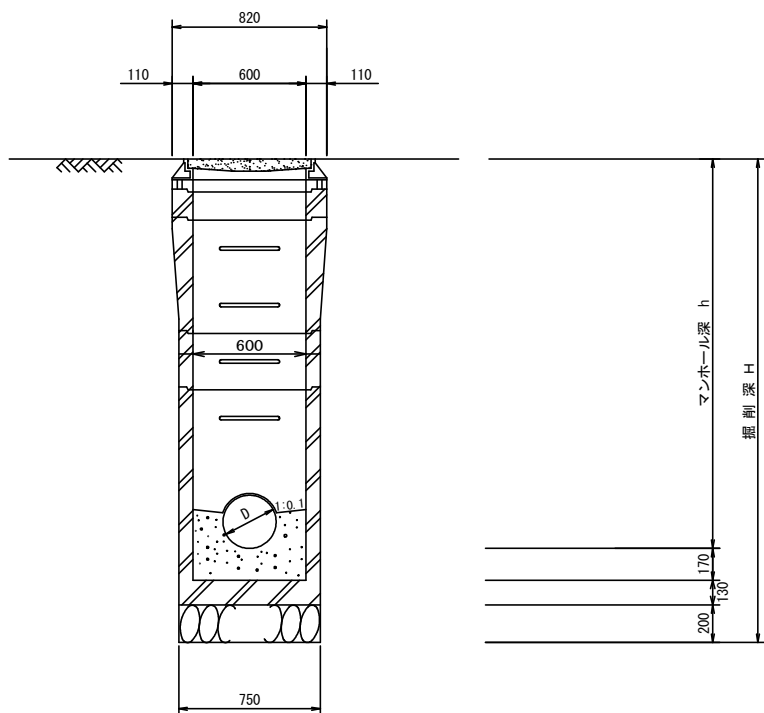
平面図



A-A断面図



B-B断面図

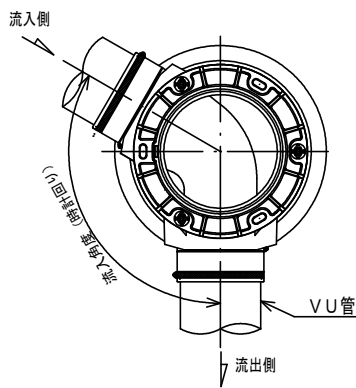


※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS A-11・G-4）・Ⅱ類資器材登録品とする。
※底板は、フラット底板又は、底板一体型管取付け壁を使用すること。
※上流管きょと下流管きょの最大ステップ値は下流管径以下とするが、円滑な流下を図るため、必ずインパートを設けること。
※既設マンホールに接続する場合においても、必ず可とう性継手を設置すること。

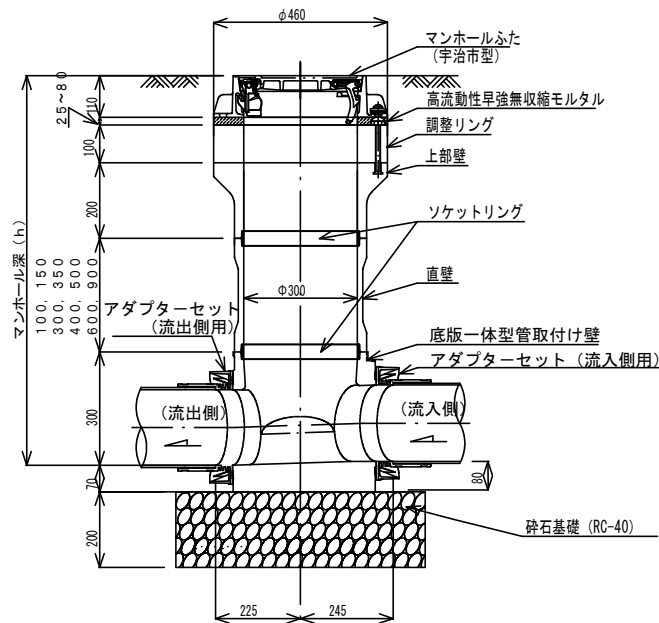
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	特1号（楕円形）A1組立マンホール標準図				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	3				

小型レジンマンホール標準図 S=1:20

平面図



A-A断面図

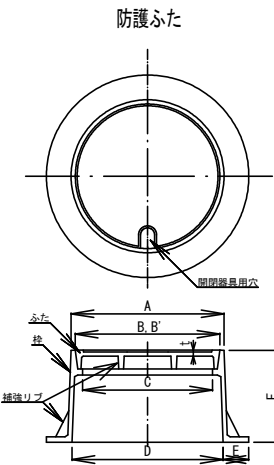
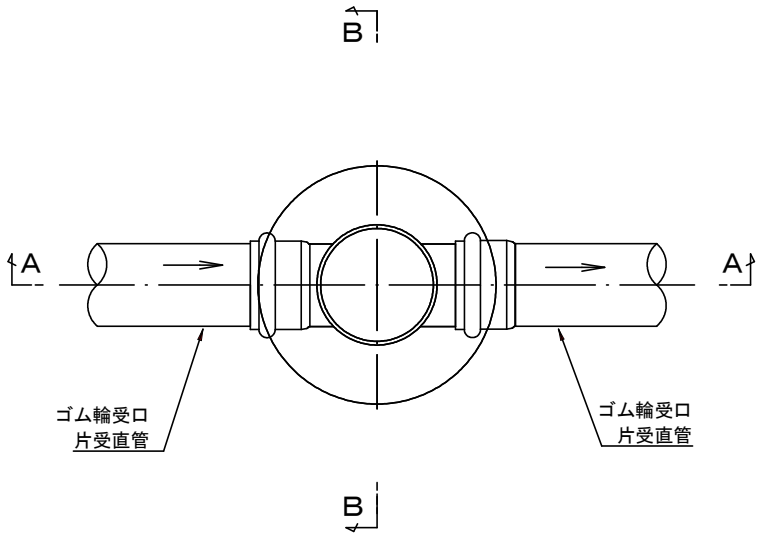


※I類資器材指定品（JSWAS K-10・G-4）とする。
※上流管きょと下流管きょに段差が生じる場合は、必ず0.6m以上として外副管を設けること。

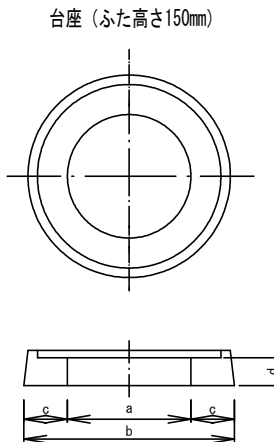
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	小型レジンマンホール標準図				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
図面追次番号	4				

硬質塩化ビニル製小型マンホール標準図 S=1:20

平面図



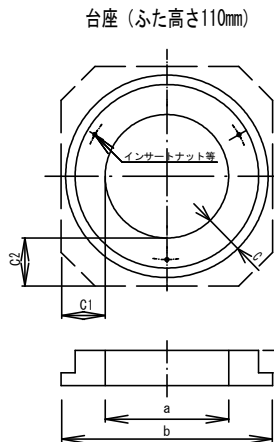
【標準型防護ふたT-25, T-14 寸法表】								(単位: mm)
立 管 呼び径	高 さ (許容差) ±2.5	台 座 の 材 質	A (最小)	B, B' (最小)	C (最小)	D (最小)	E (最小)	t (最小)
	T							
300	110	レジンコンクリート・繊維コンクリート	403	386	360	400	40	6
	150	再生プラスチック・レジンコンクリート						



【標準型台座PB25A, RB25A (ふた高さ150mm) 寸法表】

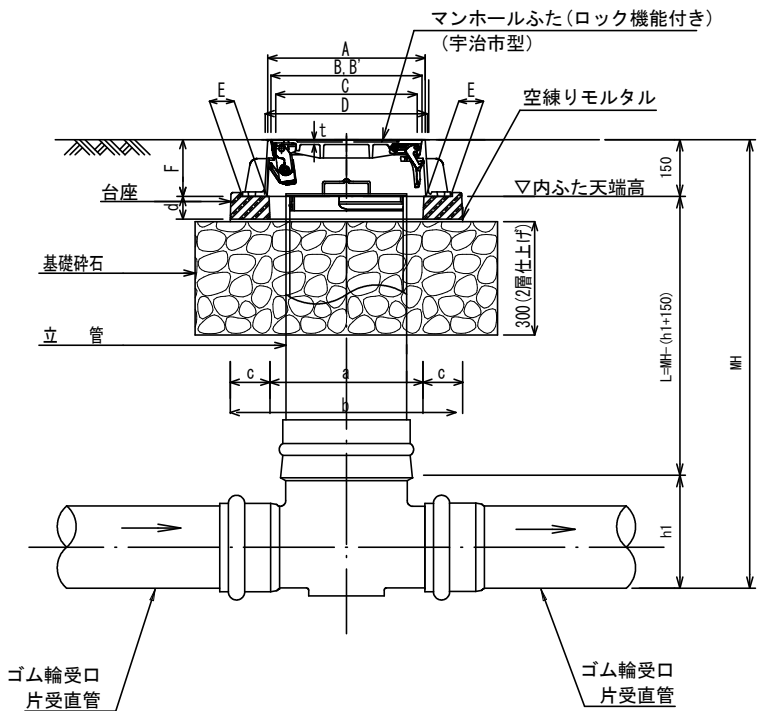
(単位: mm)

立管 呼び径	ふた高さ	a (最小)	b (最小)	c (最小)	d (最小)
300	150	330	570	80	55

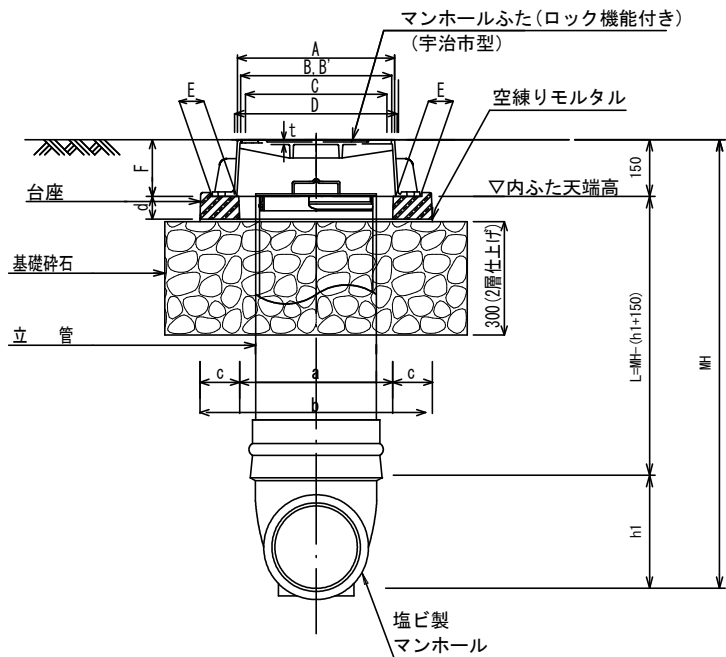


【標準型台座RBA, CBA (ふた高さ110mm) 寸法表】								(単位: mm)
立管 呼び径	ふた高さ	a (最小)	b (最小)	丸 型	角 型		d (最小)	e (最小)
				c (最小)	c1 (最小)	c2 (最小)		
300	110	330	570	80	70	90	95	35

A-A断面図



B-B断面図

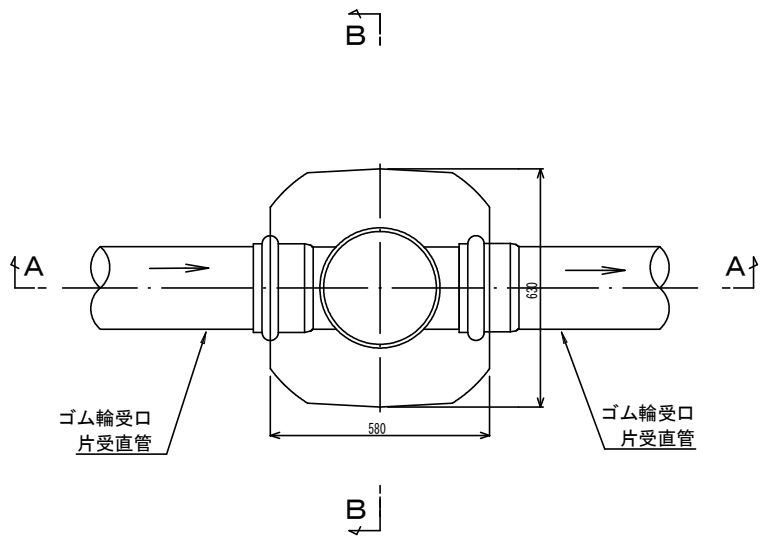


※I 類資器材指定品 (JSWAS K-1・K-7・K-9・G-3) とする。
※立管天端から基礎碎石天端までの寸法が70mm以上になる場合は、立管天端から50mm下がりまで砂を充填する。
※舗装厚さ10cm以下の市道及び歩道に使用する。
※国道、府道の車道には使用しない。
※道路勾配が平坦な箇所 (概ね10%以下) に使用する。
※高さ110mmの防護ふたは、コンクリート製又は、レジンコンクリート製台座に緊結する。
※上流管きよと下流管きよに段差が生じる場合、会合点には使用しないこと。
※内ふたはGLより150mm下がりの位置になるように施工する。

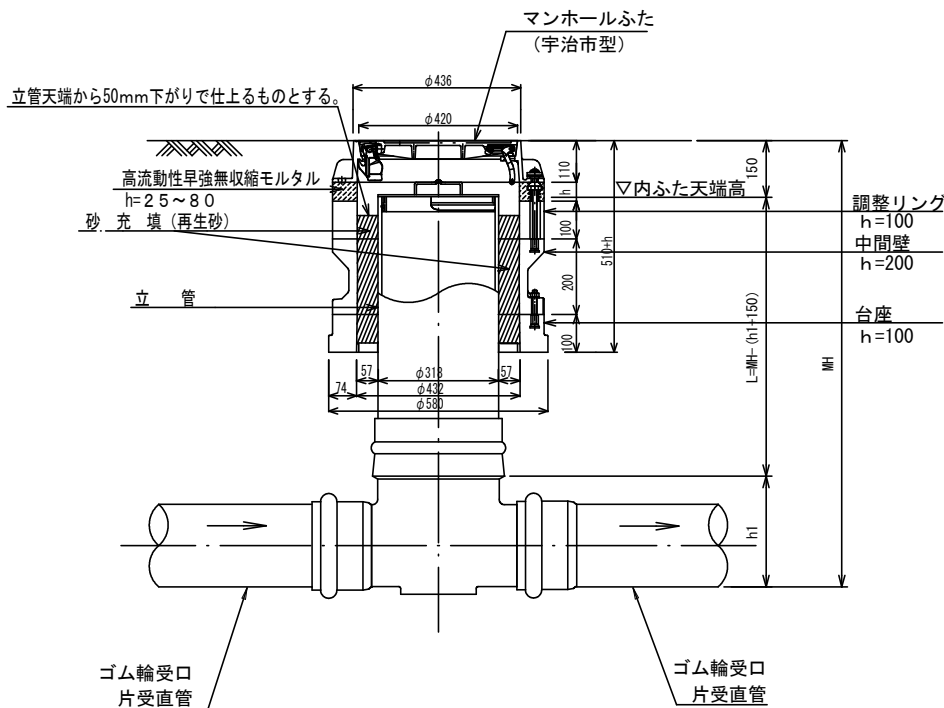
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	硬質塩化ビニル製小型マンホール標準図				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	5				

硬質塩化ビニル製小型マンホール標準図 S=1:20
(中間壁仕様)

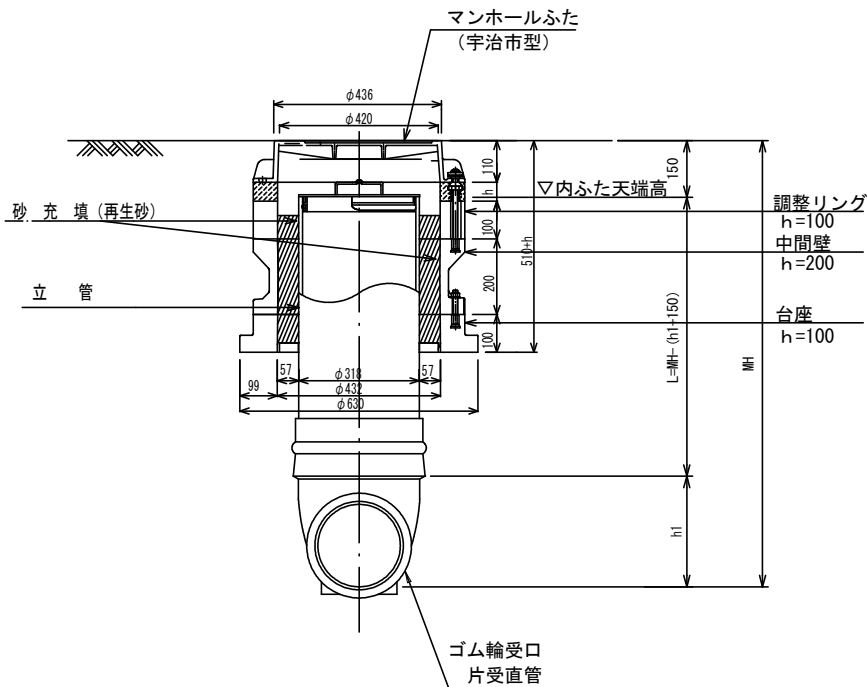
平面図



A-A断面図



B-B断面図



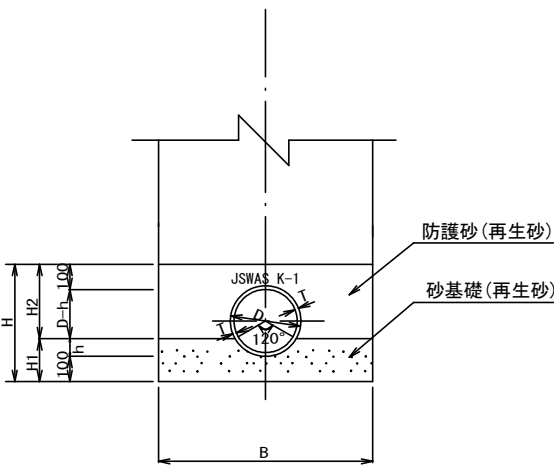
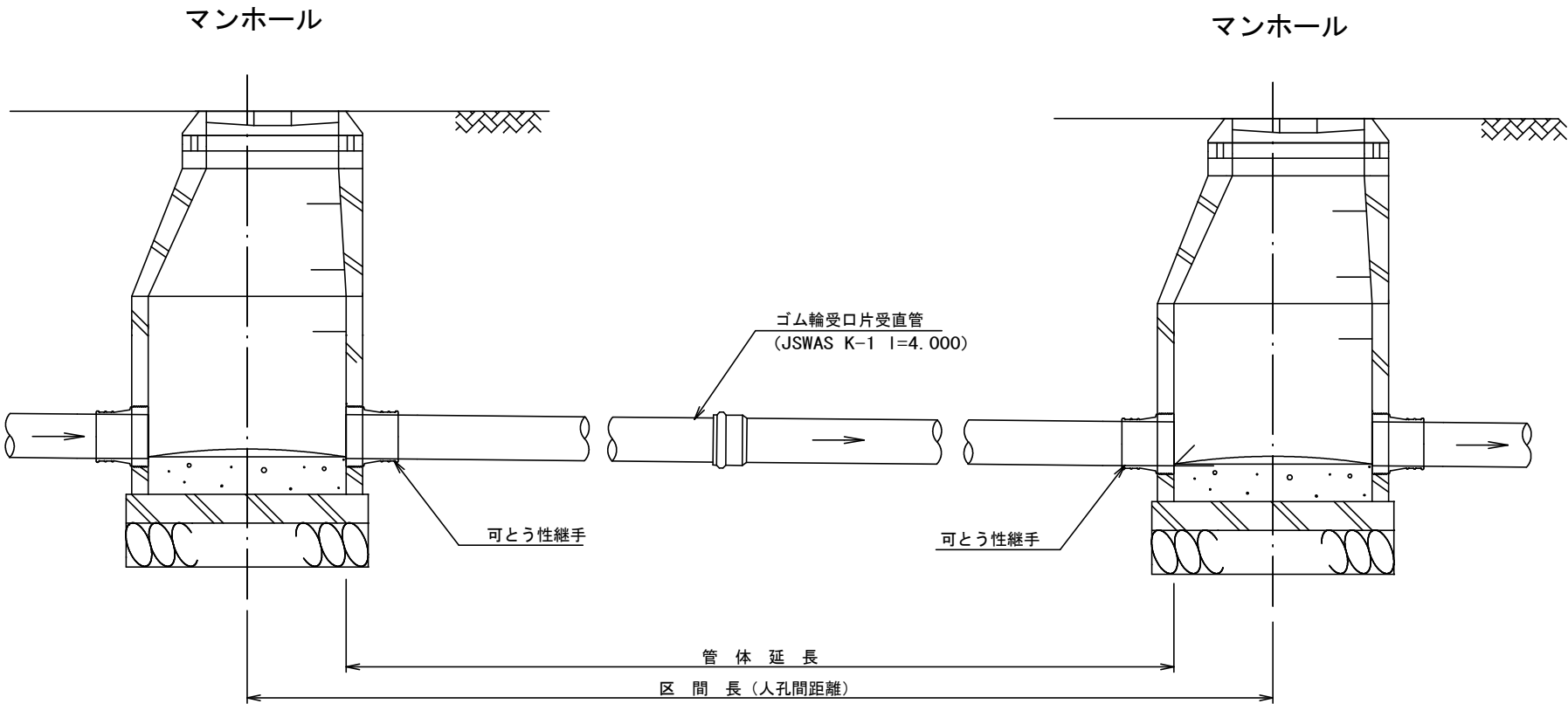
※ I 類資器材指定品 (JSWAS K-1・K-7・K-9・G-3) とする。
※ 上流管きょと下流管きょに段差が生じる場合、会合点には使用しないこと。
※ 調整リング、中間壁については、台座と同等以上の圧縮強度を有するものとする。
※ 内ふたはGLより150mm下がりの位置になるように施工する。
※ 国道、府道の車道に使用する場合、その都度関係課と協議を行うこと。

工 種	宇治市公共下水道事業			
起工番号				
工 事 名				
施工箇所				
図面種類	硬質塩化ビニル製小型マンホール標準図			
縮 尺	図示			
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	6			

硬質塩化ビニル管標準図 S=1:30

縦断図

断面図



寸法表

(mm)

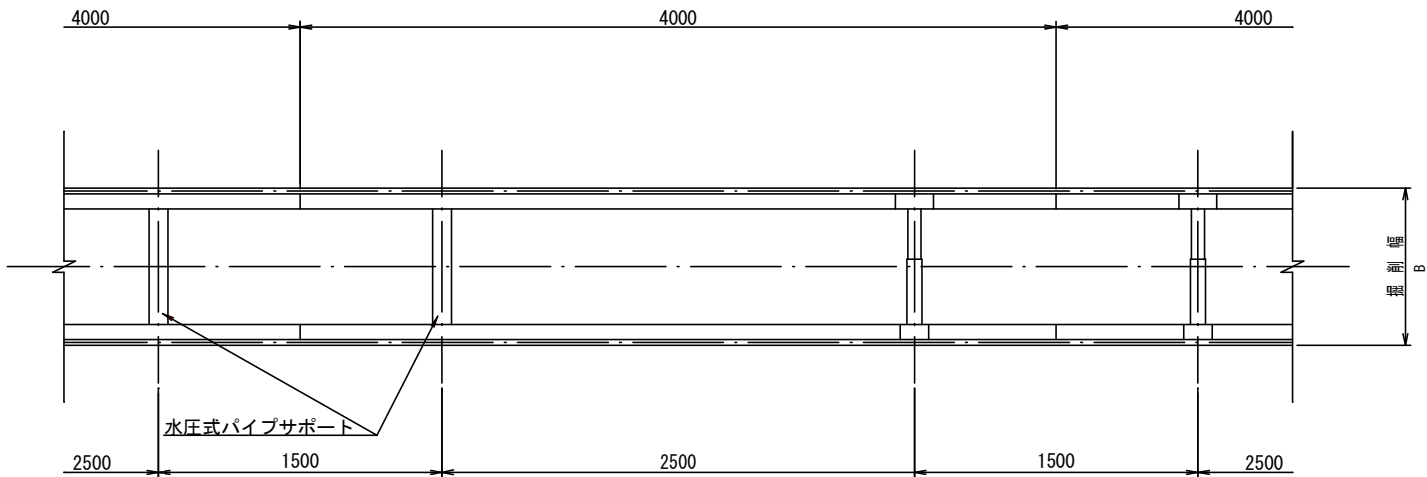
呼び径	肉厚 (T)	外径 (D)	h	H	H1	H2	備考
150	5.1	165.0	41.3	365.0	141.3	223.7	
200	6.5	216.0	54.0	416.0	154.0	262.0	
250	7.8	267.0	66.8	467.0	166.8	300.2	
300	9.2	318.0	78.5	518.0	178.5	339.5	
350	10.5	370.0	92.5	570.0	192.5	377.5	
400	11.8	420.0	105.0	620.0	205.0	415.0	
450	13.2	470.0	117.5	670.0	217.5	452.5	

工種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	硬質塩化ビニル管標準図				
縮尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	月日
図面追次番号	7				

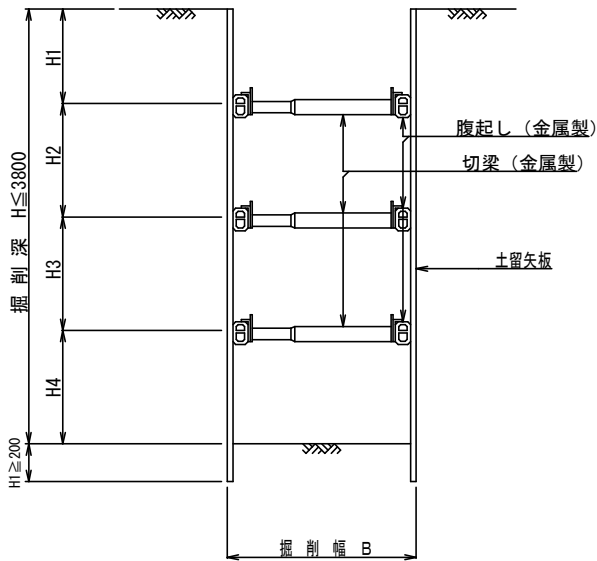
仮 設 図（参考図）S=1:40

土 留 矢 板

平 面 図



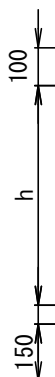
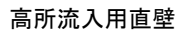
断 面 図



矢板長 m	掘削深 m	矢板厚 mm	支保工段数					腹起し部材 cm	掘削幅B m				摘要
				H1 m	H2 m	H3 m	H4 m		VU200	VU250	VU300	VU350	
1.50	H ≤ 1.3	40	1	0.50	—	—	0.80	7.5	0.80	0.80	1.00	1.05	
2.00	1.3 < H ≤ 1.8			0.50	—	—	1.30						
2.50	1.8 < H ≤ 2.0			0.70	—	—	1.30						
2.50	2.0 < H ≤ 2.3		2	0.50	0.80	—	1.00						
3.00	2.3 < H ≤ 2.8			0.80	1.00	—	1.00						
3.50	2.8 < H ≤ 3.3			0.85	1.20	—	1.25						
4.00	3.3 < H ≤ 3.5			0.85	1.40	—	1.25						
4.00	3.5 < H ≤ 3.8		3	0.80	1.00	1.00	1.00						

工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	仮設図（参考図）				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	8				

$S = 1:20$

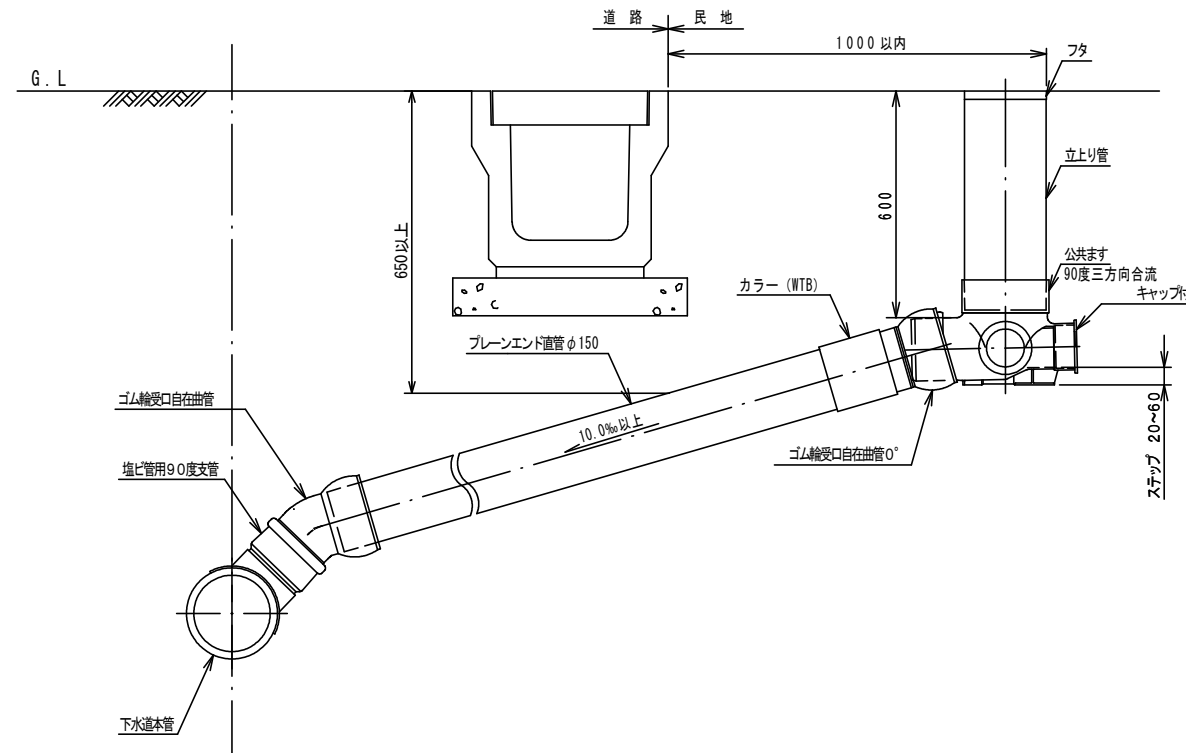


工種	宇治市公共下水道事業					
起工番号						
工事名						
施工箇所						
図面種類	副管標準図(小型)の'の'を-)					
縮尺	図示					
課長	照査	設計	製図	写図		
月日	月日	月日	月日	月日	月日	
図面追次番号	10					

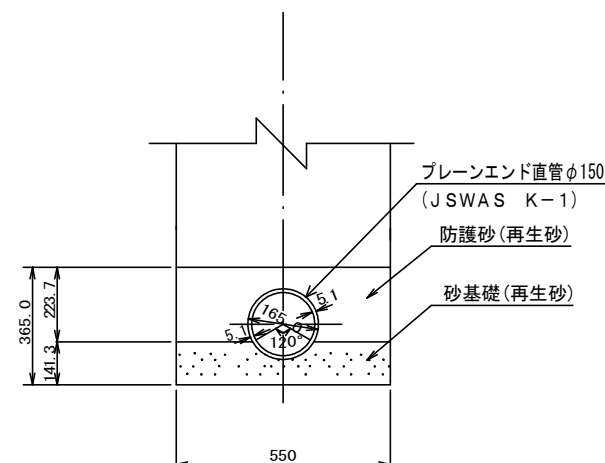
※ I 類資器材指定品 (JSWAS K-1) とする。
 ※ 上流管きよと下流管きよの段差が、0.6m 以上の場合のみ適用する。

取付管及び標準横型公共汚水ます設置標準図 S=1:20

ます径 200 横型 公共汚水ます標準図



断面図



公共污水ます設置工

まず径200横型 標準数量 (m3)

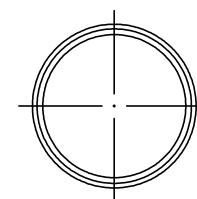
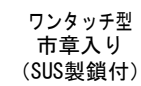
	ます深 h=80～	ます深 h=100～
床 堀 工	0.3	0.3
人 力 埋 戻 工	0.1	0.2
残土運搬、処分工	0.1	0.1

土間復旧工 標準数量

	1箇所
コンクリート工	0.02m3
切 断 工	1.8m
Co取壊し、運搬処分工	0.02m3

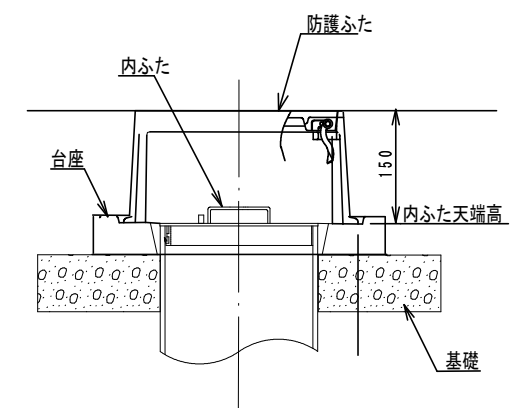
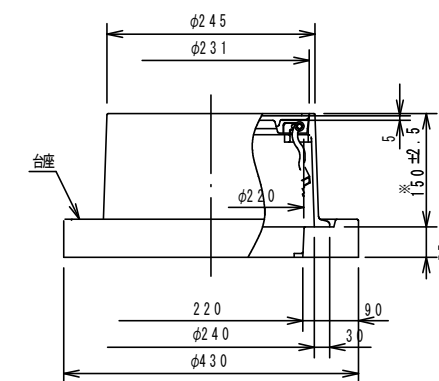
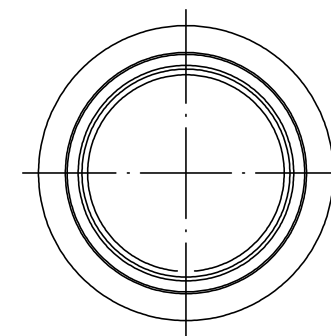
公共汚水ますふた標準図 防護ふた図 S=1:10

公共污水ますふた標準図



防護ふた図

防護ふた T14
市章入り

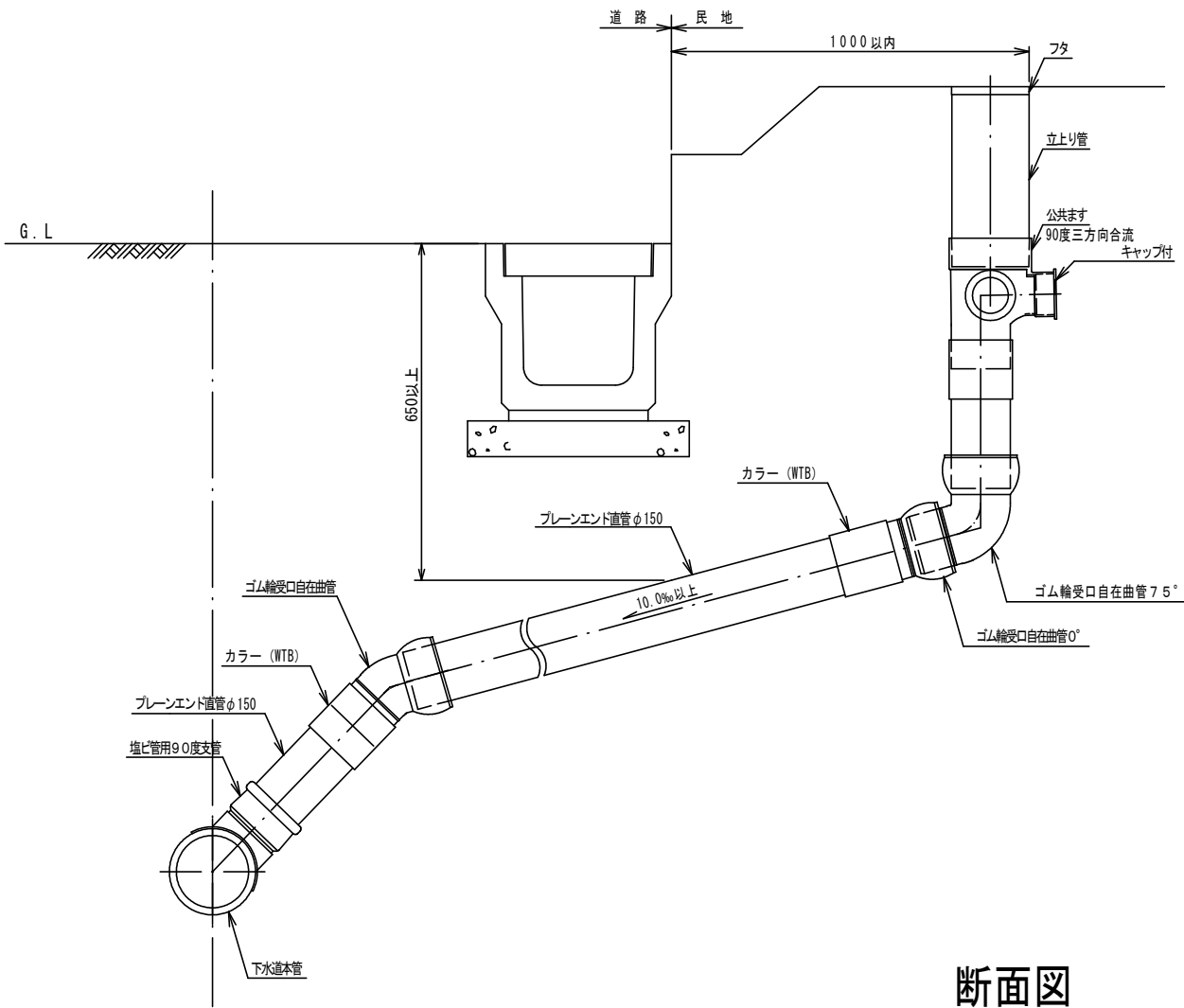


工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	取付管及び標準構型公共汚水ます設置標準図				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号			1 1		

※Ⅰ類資器材指定品（JISWAS K-1・K-7・G-3）とする。
 ※防護ふたを設置する場合は、硬質塩化ビニル製内ふたを設置すること。
 ※防護ふたの設置（開閉方向）について、原則、開閉作業が道路側からできるように蝶番の位置を宅地側にする。ただし、開閉作業に支障が想定される場合は、監督職員と協議すること。
 ※直管部（立上り管除く）については、ブレーションエンド直管もしくはゴム輪受ロ口受け直管（SRA・SRB）を使用すること。

取付管及び標準縦型公共汚水ます設置標準図 S=1:20

ます径200 縦型 公共汚水ます標準図



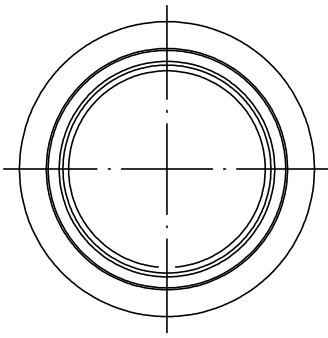
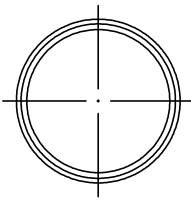
公共汚水枡ふた標準図 防護ふた図 S=1:10

公共汚水枡ふた標準図

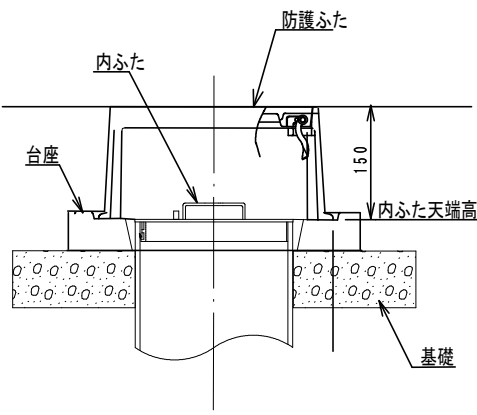
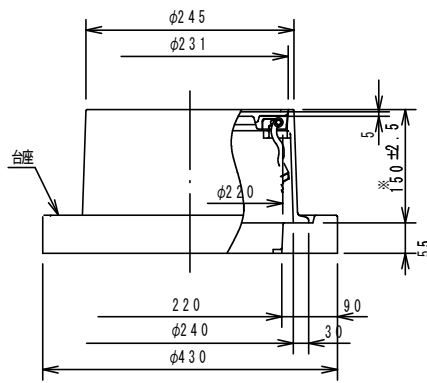
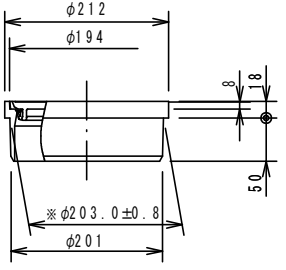
防護ふた図

ワンタッチ型
市章入り
(SUS製鎖付)

防護ふた T14
市章入り



断面図



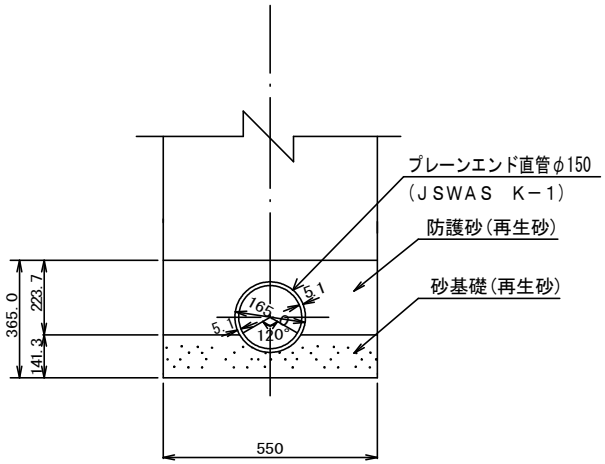
公共汚水ます設置工

ます径200縦型 標準数量 (m3)

	ます深 h=120～
床掘工	0.4
人力埋戻工	0.3
残土運搬、処分工	0.1

土間復旧工 標準数量

	1箇所
コンクリート工	0.02m3
切断工	1.8m
Co取壊し、運搬処分工	0.02m3



※1 類資器材指定品 (JSWAS K-1・K-7・G-3) とする。
※防護ふたを設置する場合は、硬質塩化ビニル製内ふたを設置すること。
※防護ふたの設置 (開閉方向) について、原則、開閉作業が道路側からできるように蝶番の位置を宅地側にする。ただし、開閉作業に支障が想定される場合は、監督職員と協議すること。
※直管部 (立上り管除く) については、ブレンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管 (SRA・SRB) を使用すること。

工 種	宇治市公共下水道事業			
起工番号				
工 事 名				
施工箇所				
図面種類	取付管及び標準縦型公共汚水ます設置標準図			
縮 尺	図示			
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	1 2			

取付管及び特殊公共汚水ます（その１）横型設置標準図 S=1:20

ます径150 横型 特殊公共汚水ます横型標準図

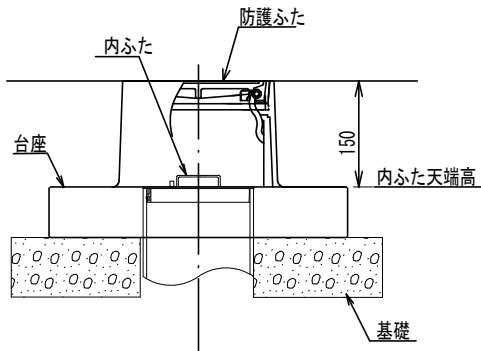
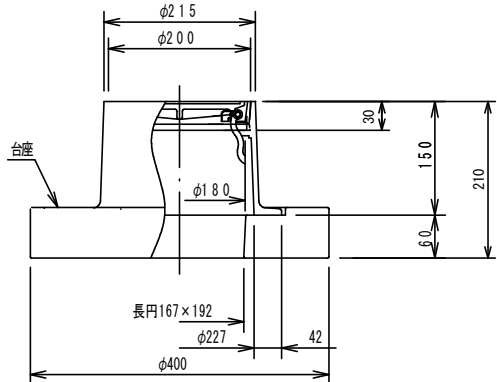
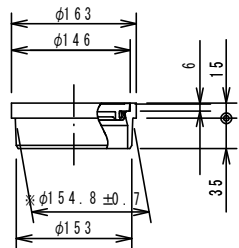
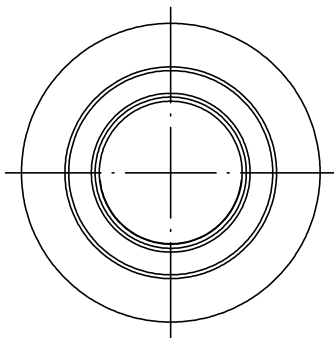
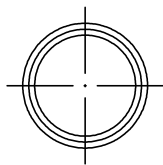
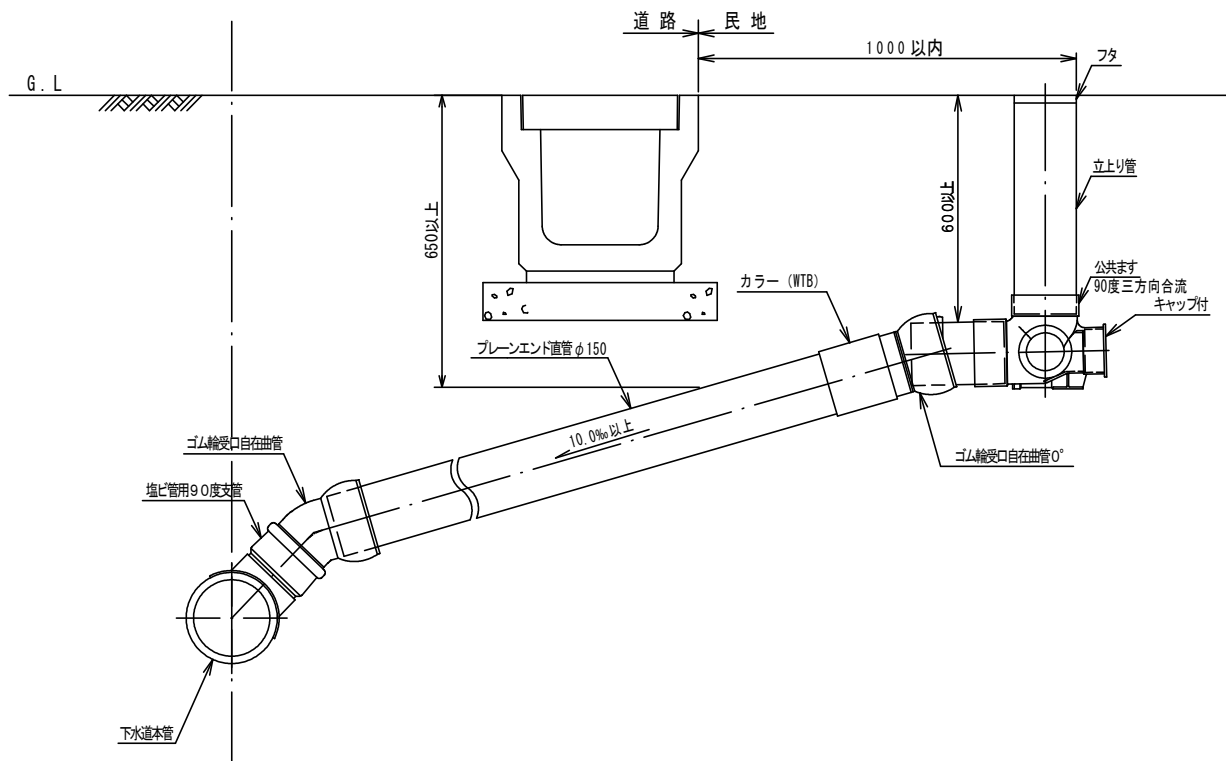
公共汚水ますふた標準図 防護ふた図 S=1:10

公共汚水樹ふた標準図

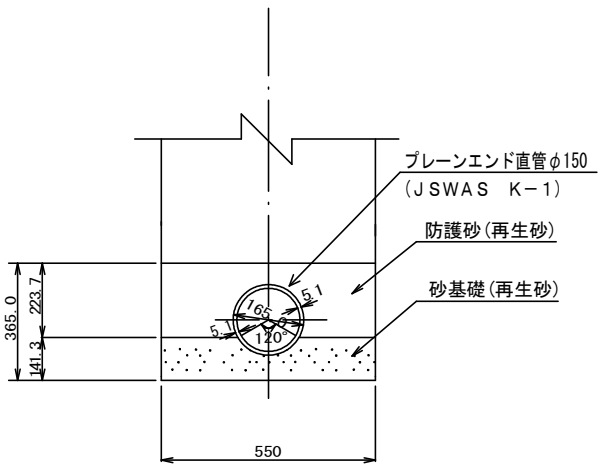
防護ふた図

ワンタッチ型
市章入り
(SUS製鎖付)

防護ふた T14
市章入り



断面図



公共汚水ます設置工
ます径150横型 標準数量 (m3)

	ます深 h=80～	ます深 h=100～
床掘工	0.3	0.3
人力埋戻工	0.2	0.2
残土運搬、処分工	0.1	0.1

土間復旧工 標準数量

	1箇所
コンクリート工	0.02m3
切断工	1.8m
Co取壊し、運搬処分工	0.02m3

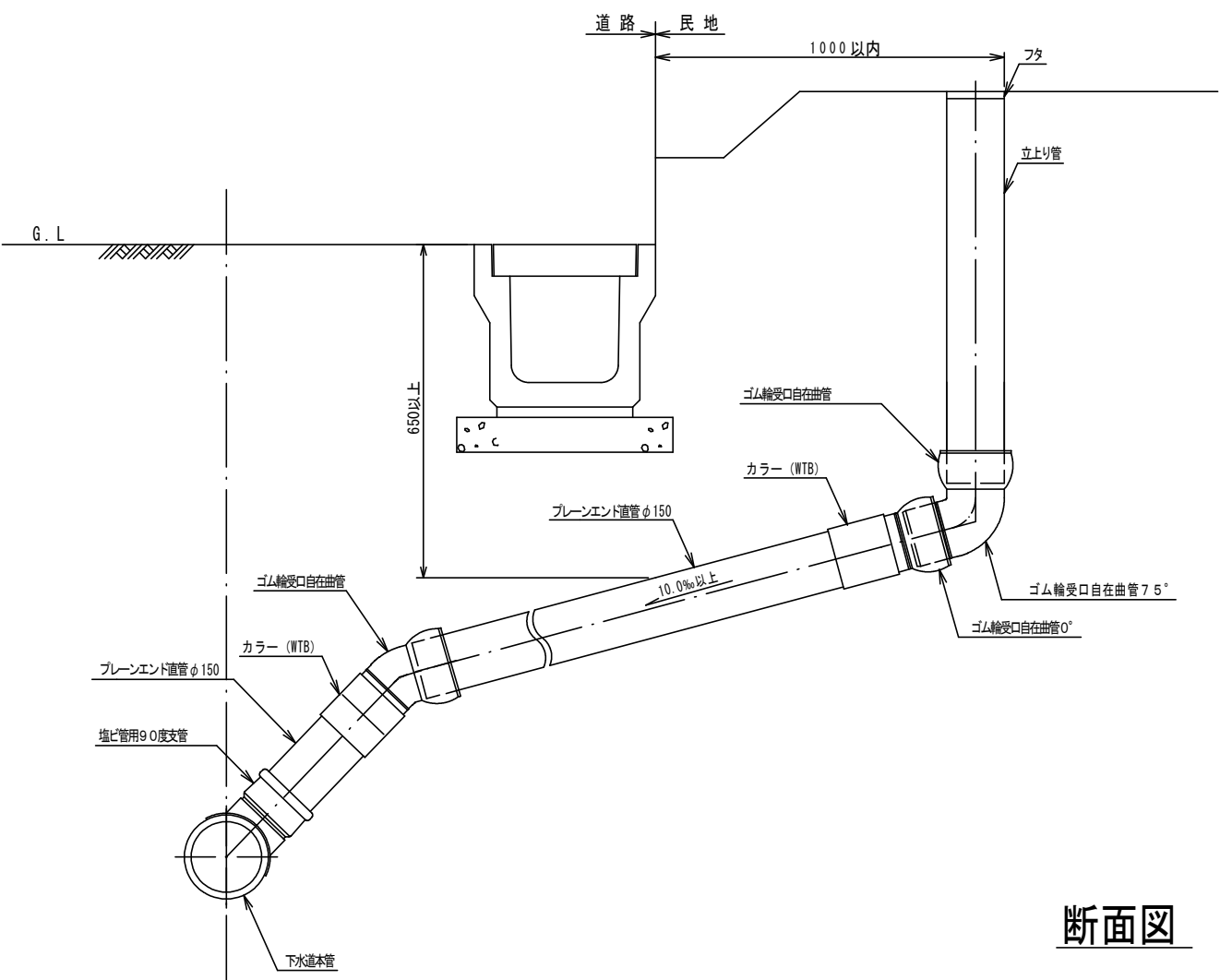
※I類資器材指定品 (JSWAS K-1・K-7・G-3) とする。
※防護ふたを設置する場合は、硬質塩化ビニル製内ふたを設置すること。
※防護ふたの設置(開閉方向)について、原則、開閉作業が道路側からできるように蝶番の位置を宅地側にする。ただし、開閉作業に支障が想定される場合は、監督職員と協議すること。
※直管部(立上り管除く)については、プレーンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管 (SRA・SRB) を使用すること。

工種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	取付管及び特殊公共汚水ます（その１） 横型設置標準図				
縮尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	13				

取付管及び特殊公共汚水ます（その１）縦型設置標準図 S=1:20

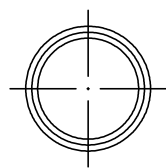
ます径150 縦型 特殊公共汚水ます縦型標準図

公共汚水ますふた標準図 防護ふた図 S=1:10



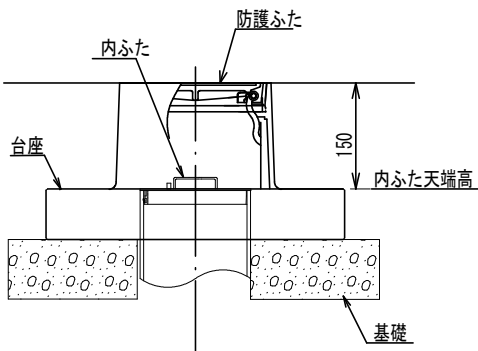
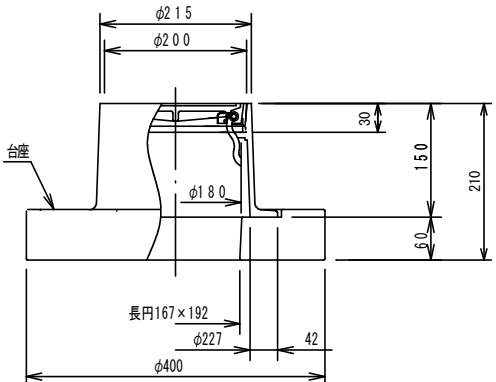
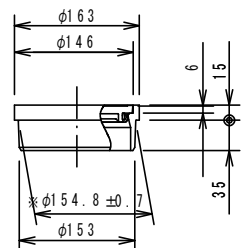
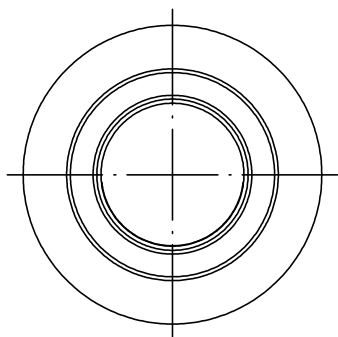
公共汚水柵ふた標準図

ワンタッチ型
市章入り
(SUS製鎖付)

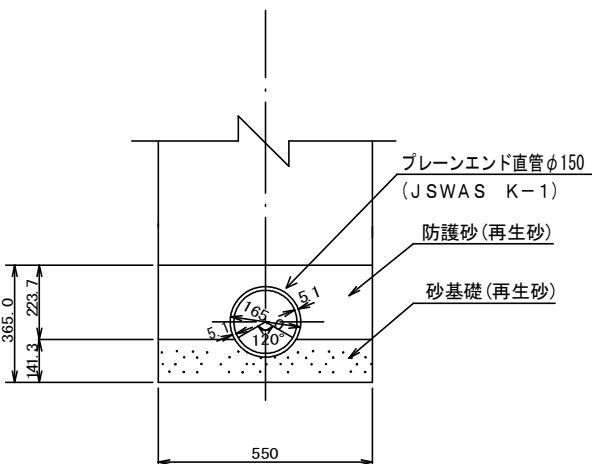


防護ふた図

防護ふた T14
市章入り



断面図



公共汚水ます設置工
ます径150縦型 標準数量 (m3)

	ます深 h=120～
床掘工	0.4
人カ埋戻工	0.3
残土運搬、処分工	0.1

土間復旧工 標準数量

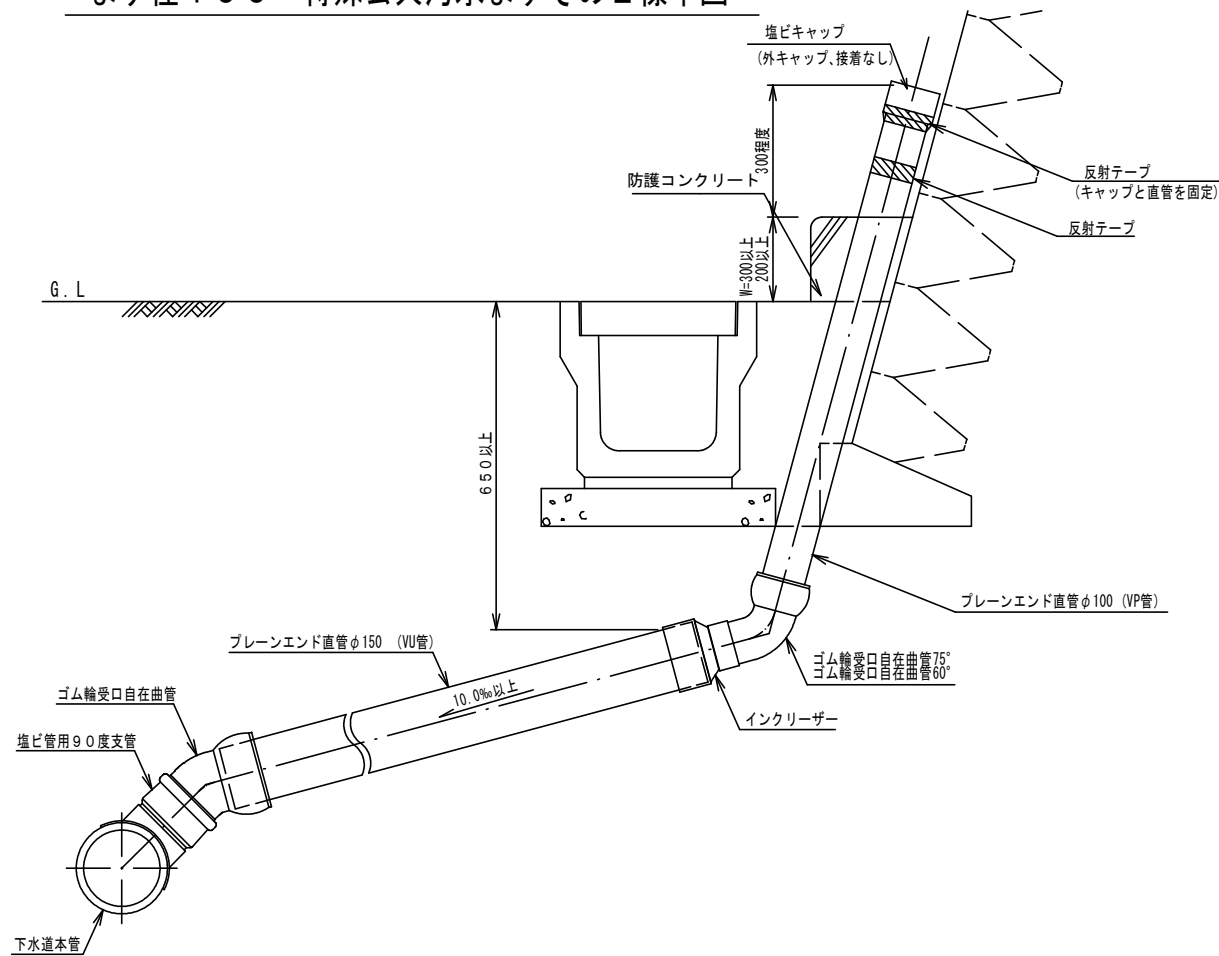
	1箇所
コンクリート工	0.02m3
切断工	1.8m
Co取壊し、運搬処分工	0.02m3

※I類資器材指定品 (JSWAS K-1・K-7・G-3) とする。
※防護ふたを設置する場合は、硬質塩化ビニル製内ふたを設置すること。
※防護ふたの設置 (開閉方向) について、原則、開閉作業が道路側からできるように蝶番の位置を宅地側にする。ただし、開閉作業に支障が想定される場合は、監督職員と協議すること。
※直管部 (立上り管除く) については、プレーンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管 (SRA・SRB) を使用すること。

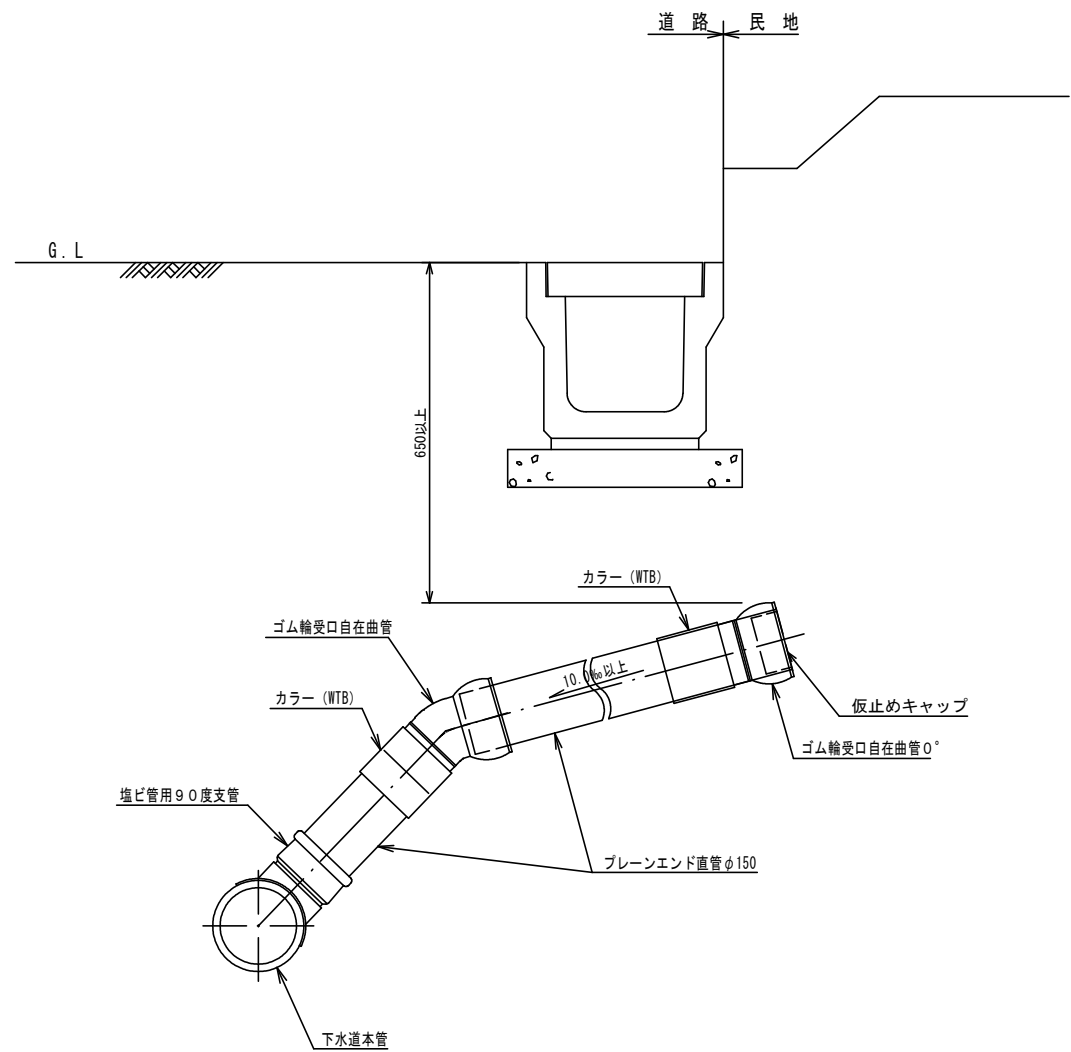
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	取付管及び特殊公共汚水ます（その１） 縦型設置標準図				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
図面追次番号	1 4				

特殊公共汚水ます（その2）、取付管止め設置標準図 S=1:20

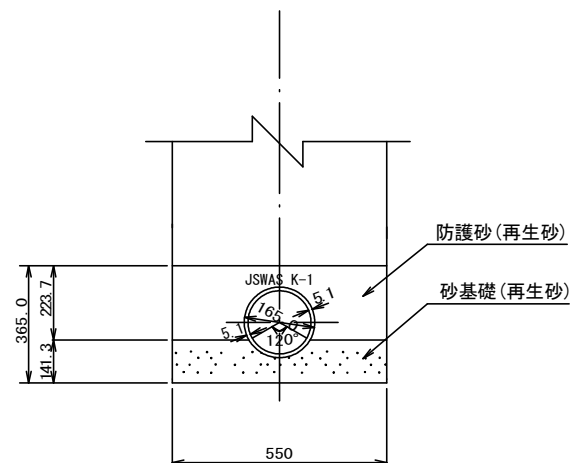
ます径100 特殊公共汚水ますその2標準図



取付管止め標準図



断面図

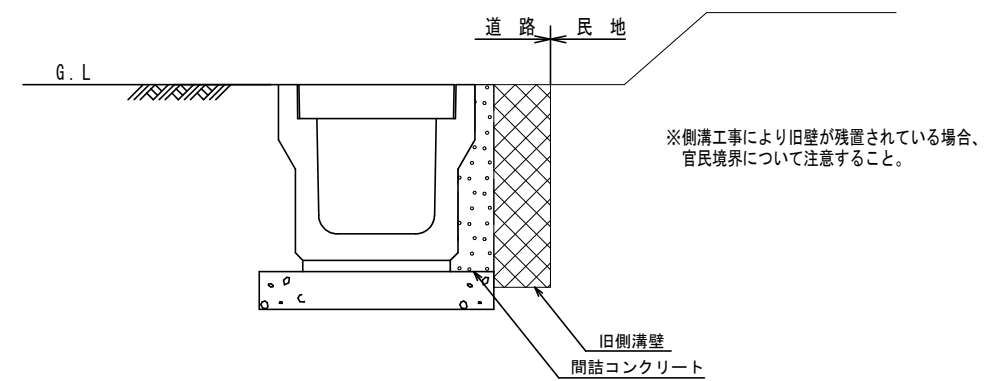


汚水ます設置工

ます径100 特殊汚水ますその2

防護コンクリート標準数量

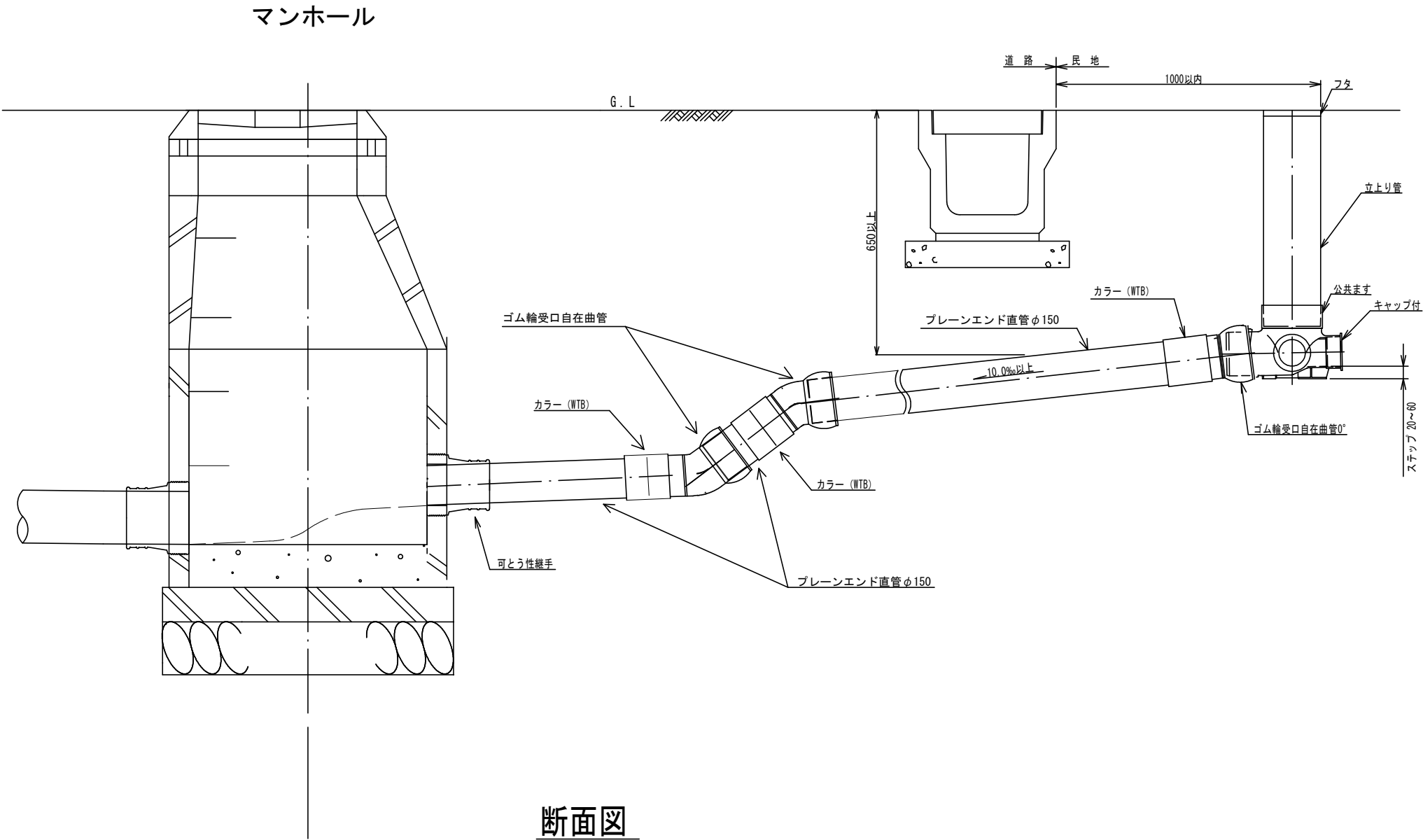
	1箇所
コンクリート工	0.01m3
型枠工	0.2m2



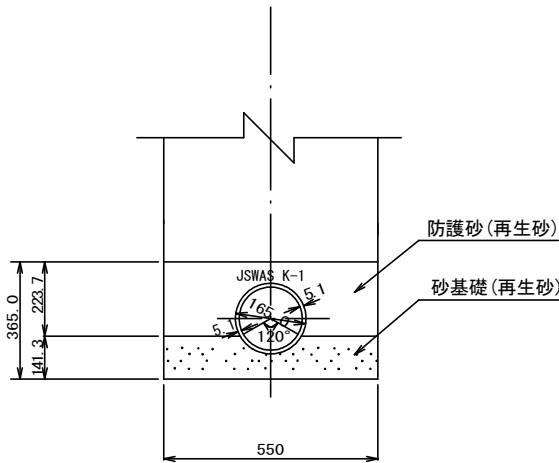
※I類資器材指定品 (JSWAS K-1) とする。
※直管部 (立上り管除く) については、ブレンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管 (SRA・SRB) を使用すること。
※取付管管止め時は表示ピンを設置すること。

工種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	特殊公共汚水ます (その2)、取付管止め設置標準図				
縮尺	図示				
課長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	月日
図面追次番号					15

取付管のマンホール接続標準図

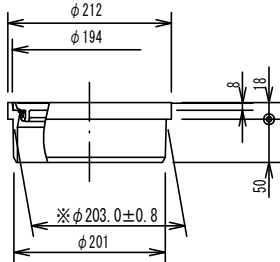
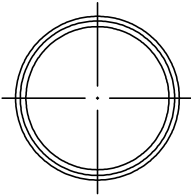


断面図



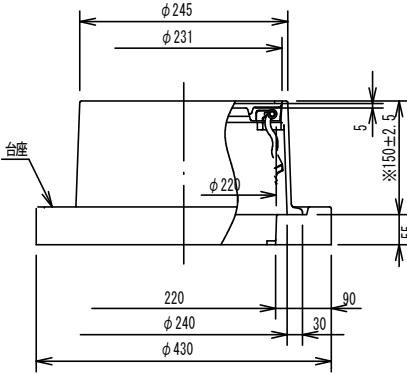
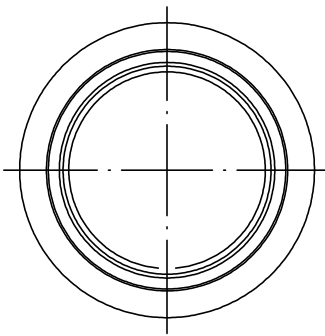
公共汚水ますふた標準図

ワンタッチ型
市章入り
(SUS製鎖付)



防護ふた標準図

防護ふた T14
市章入り



※I類資器材指定品(JSWAS K-1・K-7・G-3)とする。
※防護ふたを設置する場合は、硬質塩化ビニル製内ふたを設置すること。
※直管部(立上り管除く)については、プレーンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管(SRA・SRB)を使用すること。
※下流管口とのステップ(段差)は15cmとすること。
※管口削孔はブロックの継目より10cm以上離隔を確保する。
※既設マンホールに接続する場合においても、必ず可とう性継手を設置すること。

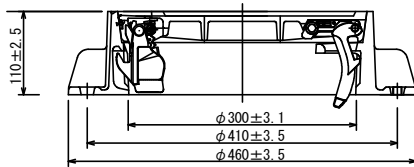
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	取付管のマンホール接続標準図				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 真	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号		1 6			

宇治市型 φ300用鋳鉄製マンホールふた S=1 : 10
(小型レジンマンホール)

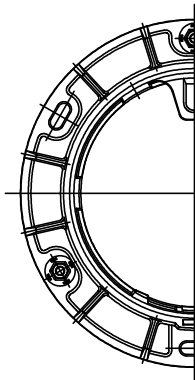
ふた平面図



断面図



受枠平面図

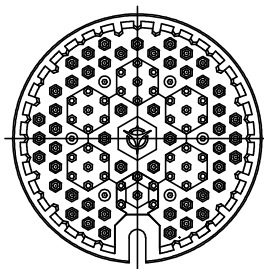


※I 類資器材指定品 (JSWAS G-4) で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
※蓋のデザインについては、宇治市デザインを使用すること。
※車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。

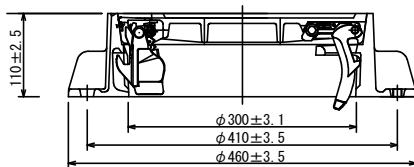
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	宇治市型 φ300用鋳鉄製マンホールふた (小型レジンマンホール)				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 真	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	1 7				

宇治市型 φ 300用鑄鉄製マンホールふた（スリップ防止型） S=1：10
（小型レジンマンホール）

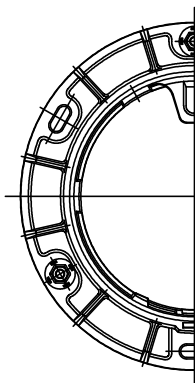
ふた平面図



断面図



受枠平面図



※ I 類資器材指定品（JSWAS G-4）で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
※宇治市市章入りを使用すること。
※地表勾配が6%以上の箇所に適用する。
※車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。

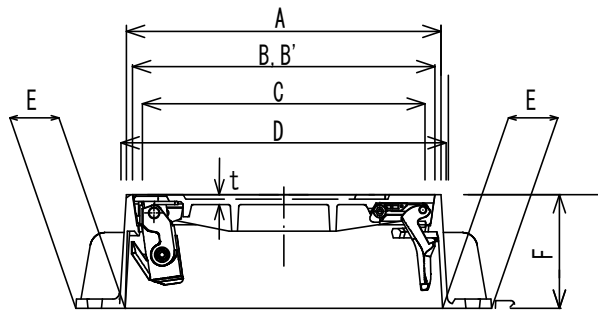
工 種	宇治市公共下水道事業			
起工番号				
工 事 名				
施工箇所				
図面種類	宇治市型φ300用鑄鉄製マンホールふた（スリップ防止型） （小型レジンマンホール）			
縮 尺	図 示			
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	1 8			

宇治市型φ300用鋳鉄製マンホールふた S=1:10
(硬質塩化ビニル製小型マンホール)

ふた平面図



断面図

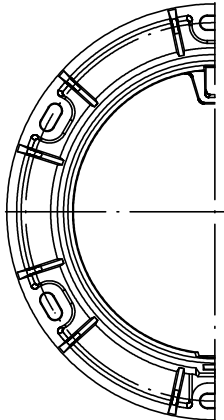


【標準型防護ふたT-25, T-14 寸法表】

(単位: mm)

立管 呼び径	高さ (許容差 ±2.5)	台座の材質	A (最小)	B, B' (最小)	C (最小)	D (最小)	E (最小)	t (最小)
	F							
300	110	レジンコンクリート・鉄筋コンクリート	403	386	360	400	40	6
	150	再生プラスチック・レジンコンクリート						

受枠平面図



※ I 類資器材指定品 (JSWAS G-3) で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
※ふたは容易に開放できないよう、ロック機能を備えた構造とする。
※ふたのデザインについては、宇治市デザインを使用すること。
※車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。

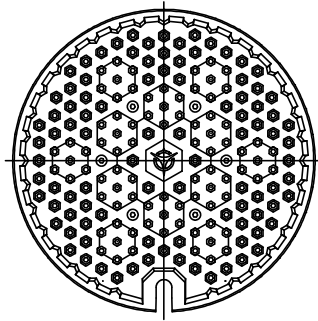
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	宇治市型φ300用鋳鉄製マンホールふた (硬質塩化ビニル製小型マンホール)				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	1 9				

宇治市型φ300用鋳鉄製マンホールふた（スリップ防止型）

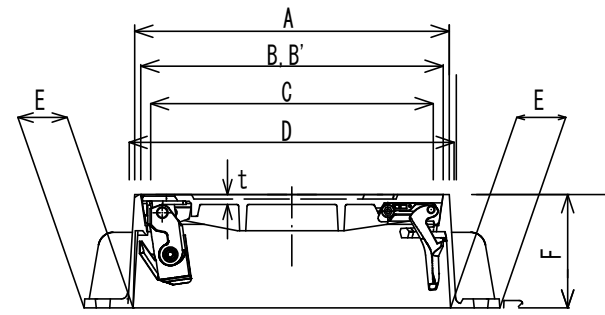
S=1：10

（硬質塩化ビニル製小型マンホール）

ふた平面図



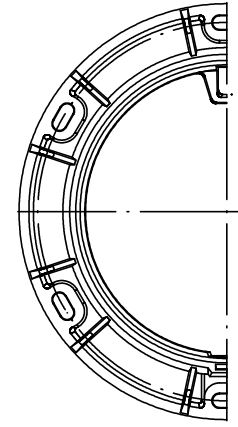
断面図



【標準型防護ふたT-25, T-14 寸法表】

立管呼び径	高さ (± 2.5)	台座の材質	(単位：mm)					
	F		A (最小)	B, B' (最小)	C (最小)	D (最小)	E (最小)	t (最小)
300	110	レジンコンクリート・鉄筋コンクリート	403	386	360	400	40	6
	150	再生プラスチック・レジンコンクリート						

受枠平面図

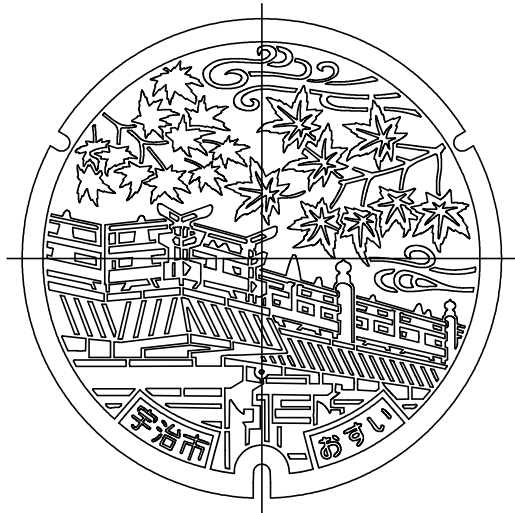


※Ⅰ類資器材指定品（JSWAS G-3）で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
※ふたは容易に開放できないよう、ロック機能を備えた構造とする。
※宇治市市章入りをを使用すること。
※地表勾配が6%以上の箇所に適用する。
※車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。

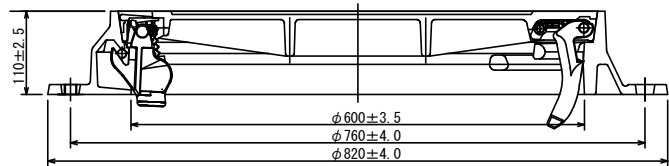
工種	宇治市公共下水道事業			
起工番号				
工事名				
施工箇所				
図面種類	宇治市型φ300用鋳鉄製マンホールふた（スリップ防止型） （硬質塩化ビニル製小型マンホール）			
縮尺	図示			
課長	照査	設計	製図	写図
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	20			

宇治市型 φ 600用鑄鉄製マンホールふた S=1 : 10

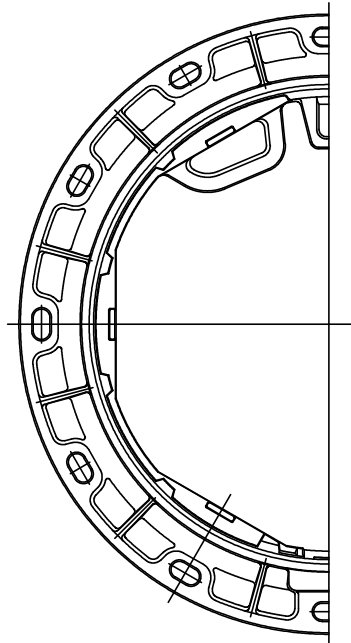
ふた平面図



断面図

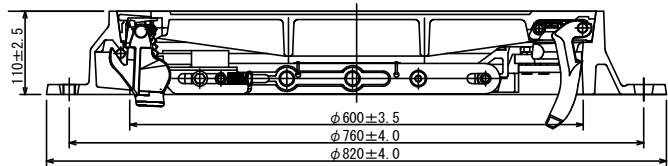


受枠平面図

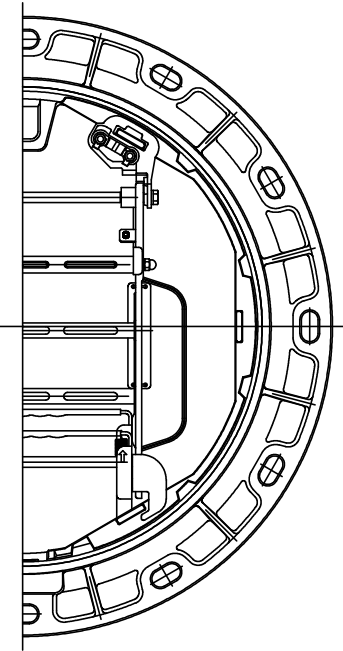


断面図

(転落防止装置付)



受枠平面図

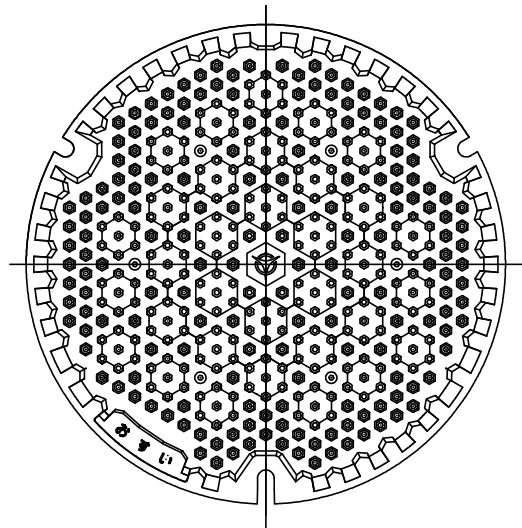


※ I 類資器材指定品 (JSWAS G-4) で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
※ ふたのデザインについては、宇治市デザインを使用すること。
※ 車道部は T-25、歩道部は T-14 を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25 を使用すること。
※ マンホール深が 2.0m 以上の場合は、転落防止装置を設置すること。

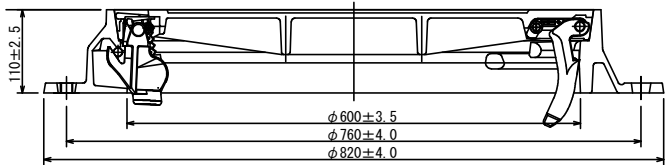
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	宇治市型 φ 600 用鑄鉄製マンホールふた				
縮 尺	図 示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 真	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号		2 1			

宇治市型φ600用鑄鉄製マンホールふた S=1：10
(スリップ防止型)

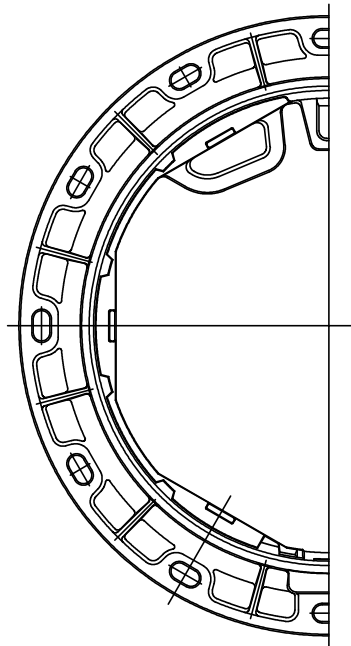
ふた平面図



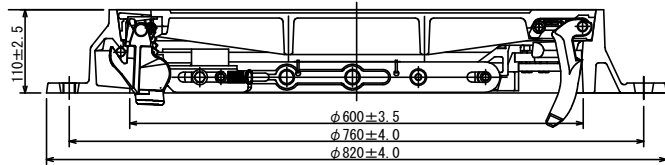
断面図



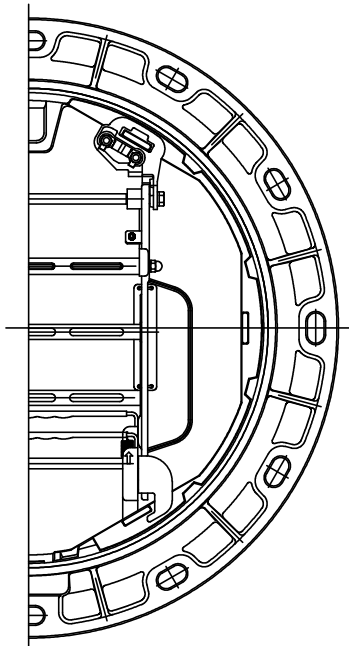
受枠平面図



断面図
(転落防止装置付)



受枠平面図



※I類資器材指定品（JSWAS G-4）で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
※宇治市市章入りをを使用すること。
※地表勾配が6%以上の箇所に適用する。
※車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。
※マンホール深が2.0m以上の場合は、転落防止装置を設置すること。

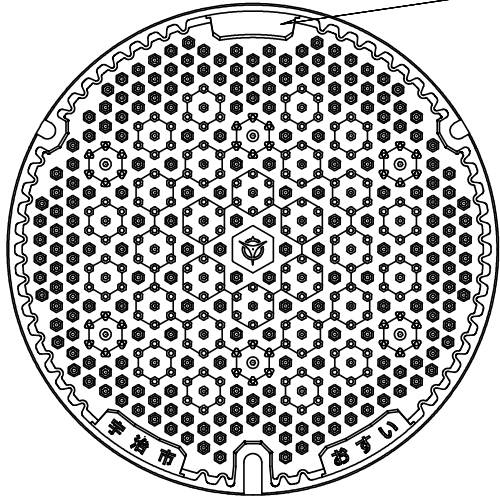
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	宇治市型φ600用鑄鉄製マンホールふた（スリップ防止型）				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 真	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	2 2				

下水道用 次世代型マンホールふた S=1：10

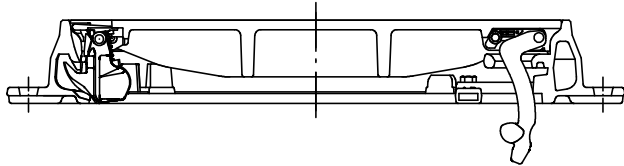
(JSWAS G-4 呼び径φ600)

ふた平面図

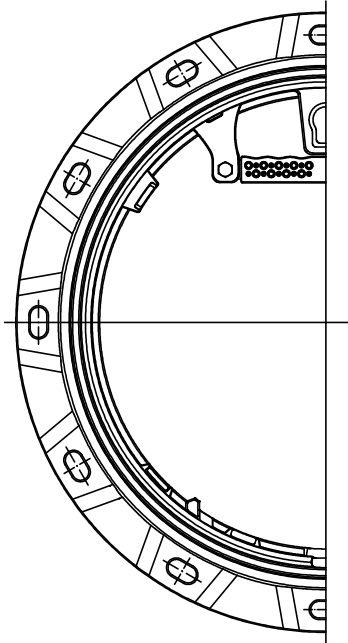
荷重区分
製造年（西暦下2桁）
製造業者マーク又は略号



断面図

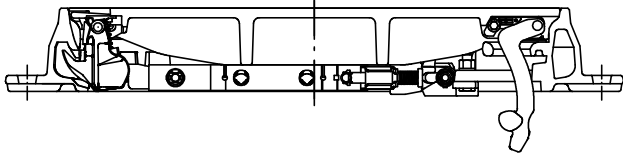


受枠平面図

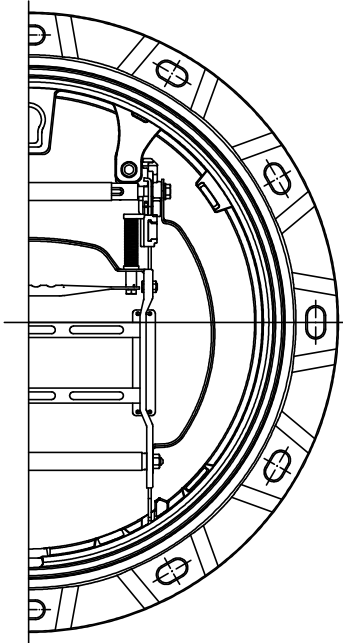


断面図

(転落防止装置付)



受枠平面図

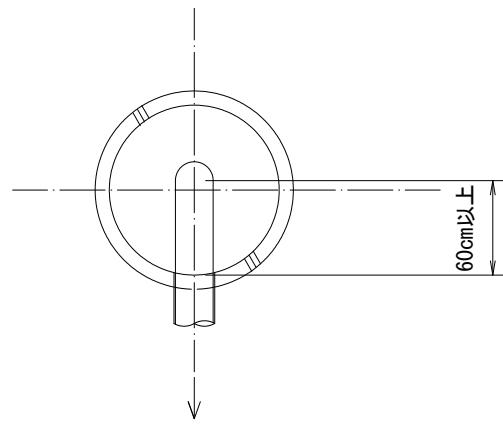


※Ⅱ類かつ(財)下水道新技術推進機構（現：公益財団法人 日本下水道新技術機構）発行『次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル』（2007年3月発行）に準拠し、宇治市が認定したものを使用すること。
※宇治市市章入りをを使用すること。
※マンホール深が2.0m以上の場合は、転落防止装置を設置すること。

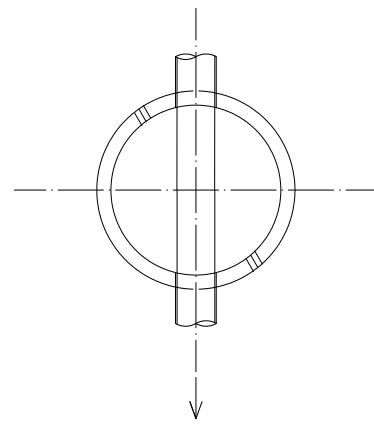
工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	下水道用 次世代型マンホールふた				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 真	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	2 3				

インバート施工図

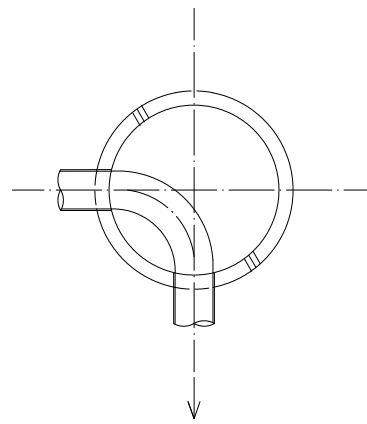
起 点



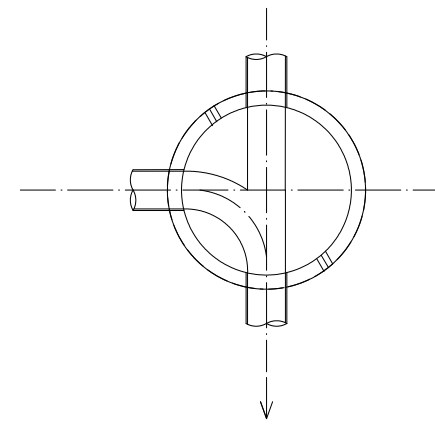
直 線



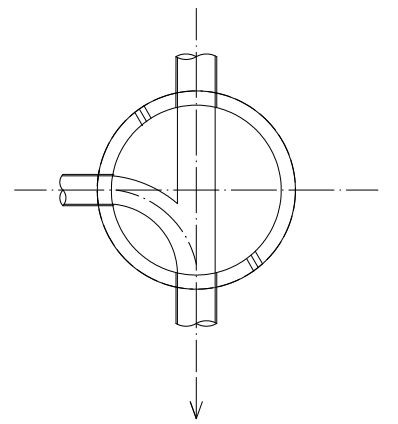
90 度



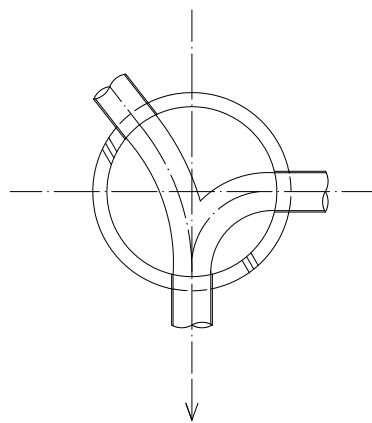
90度流入



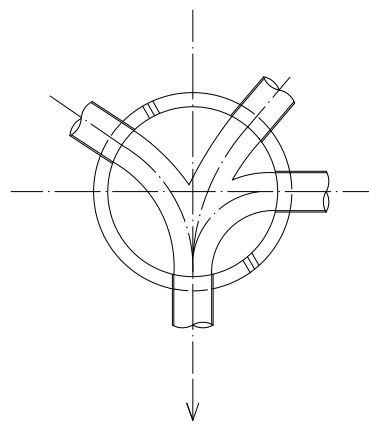
取付管流入



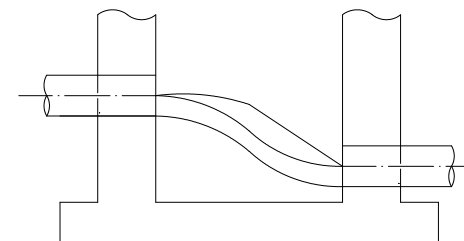
2方流入



3方流入



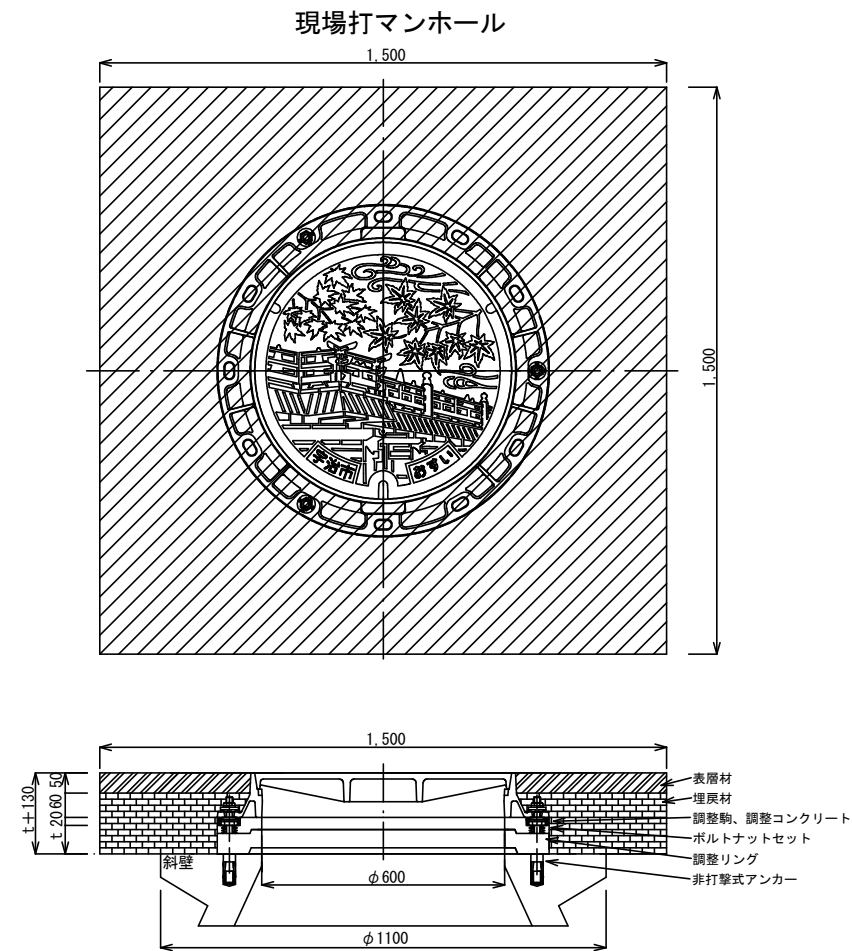
段 差



追 加

工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	インバート施工図				
縮 尺	図 示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号		2 4			

(開削工法)

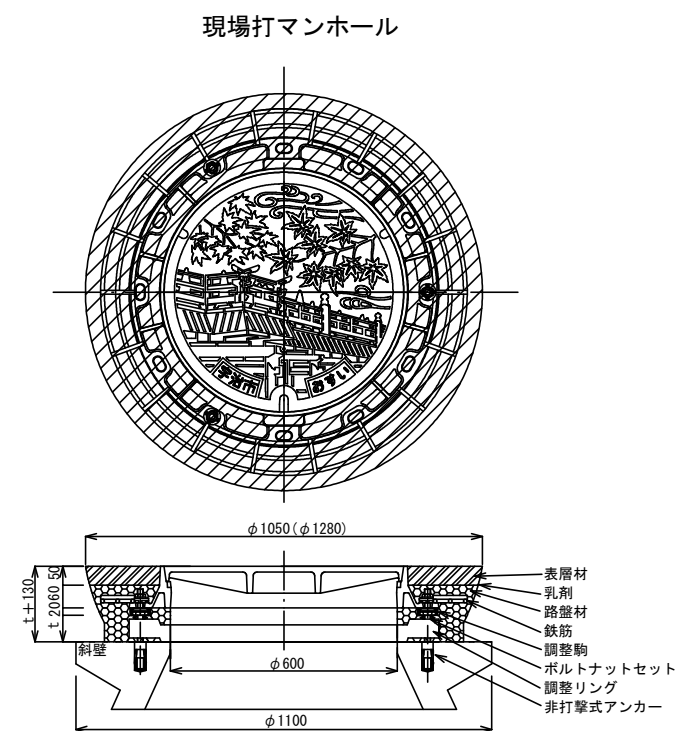
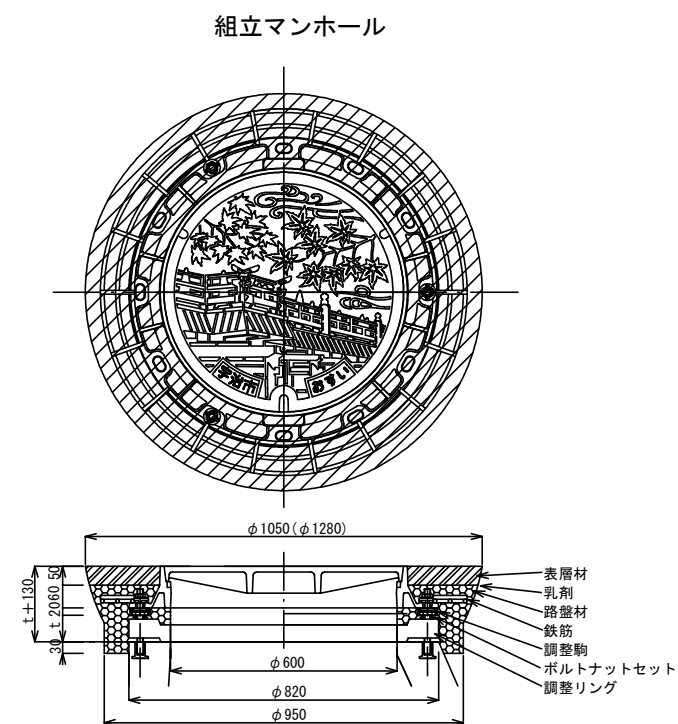


G L ～斜壁天端高さ		鉄蓋 (H110)	調整リグ* (H100)	調整リグ* (H150)
13cm以上	23cm未満	1		
23cm以上	28cm未満	1	1	
28cm以上	33cm未満	1		1
33cm以上	38cm未満	1	2	
38cm以上	43cm未満	1	1	1
43cm以上	48cm未満	1		2
48cm以上	53cm未満	1	2	1
53cm以上	58cm未満	1	1	2

追加

工 種		宇治市公共下水道事業			
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類		マンホール蓋改良工標準図 (開削工法)			
縮 尺		図示			
課 長	照 査	設 計	製 図	写 真	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
図面追次番号		2 5			

マンホールふた改良工標準図 S=1：20
(円形工法)



■掘削深別鉄蓋及び調整リング組合せ

G L～斜壁天端高さ		鉄蓋 (H110)	調整リング* (H100)	調整リング* (H150)
13cm以上	23cm未満	1		
23cm以上	28cm未満	1	1	
28cm以上	33cm未満	1		1
33cm以上	38cm未満	1	2	
38cm以上	43cm未満	1	1	1
43cm以上	48cm未満	1		2
48cm以上	53cm未満	1	2	1
53cm以上	58cm未満	1	1	2

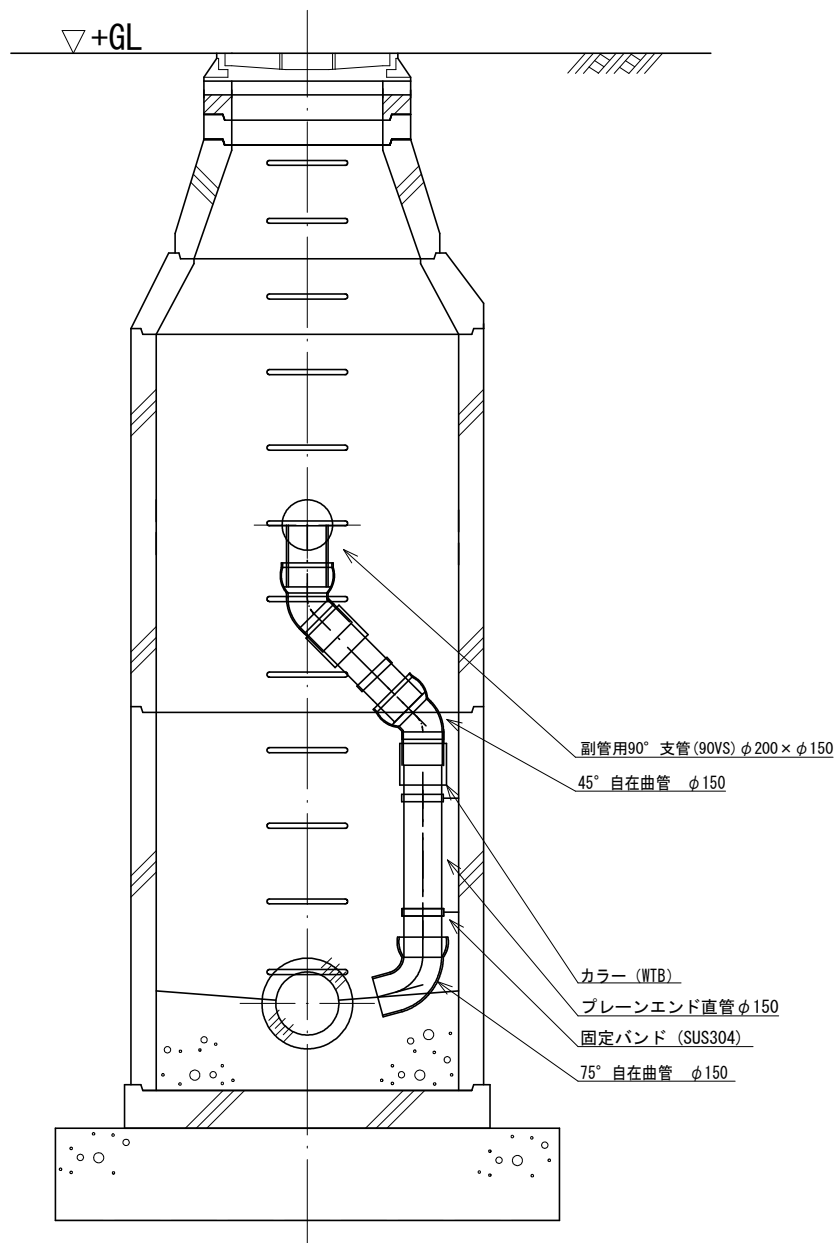
追 加

工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	マンホール蓋改良工標準図 (円形工法)				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
図面追次番号		2 6			

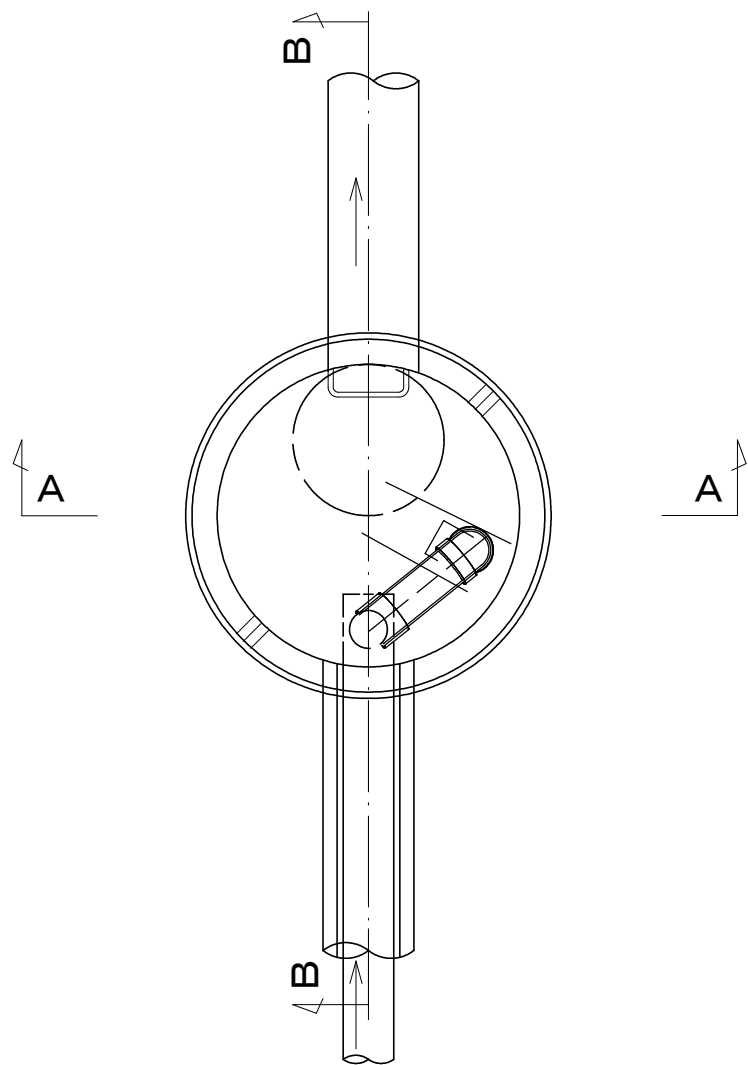
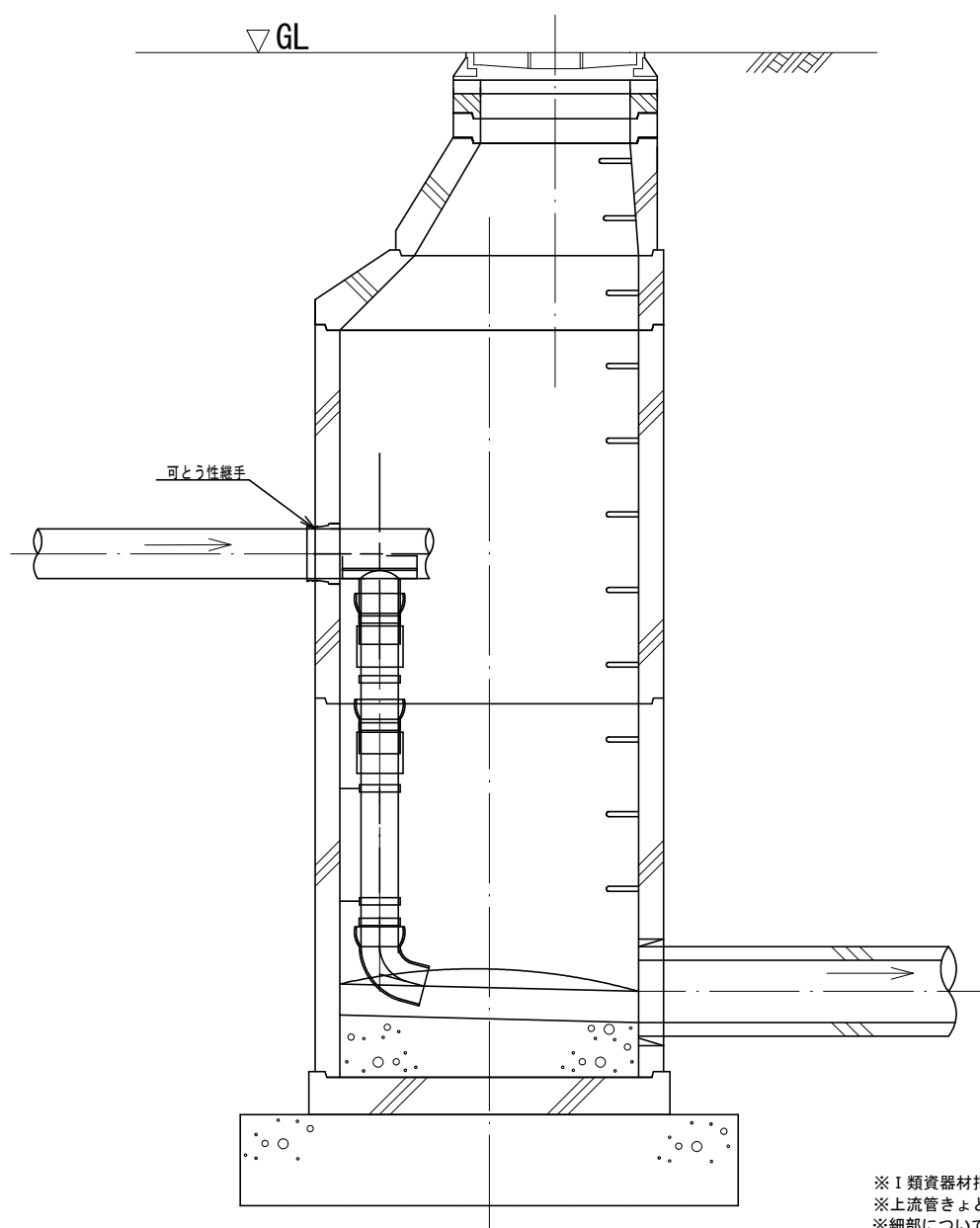
内副管（参考図） S=1:30

平面図

A-A 断面図



B-B 断面図



※ I 類資器材指定品 (JSWAS K-1・K-7・G-3) とする。
※ 上流管きよと下流管きよの段差が、0.6m 以上の場合のみ適用する。
※ 細部については、現場の状況を確認し、必要に応じて監督職員と協議すること。

工 種	下水道施設標準図				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	内副管標準図				
縮 尺	図示				
課 長	照 査	設 計	製 図	写 図	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号		2 7			

4. 調査結果

4.1. 調査位置

管渠布設の計画域において、3箇所 の $\phi 66\text{mm}$ コアボーリングを行った。調査地点配置図を以下に示す。

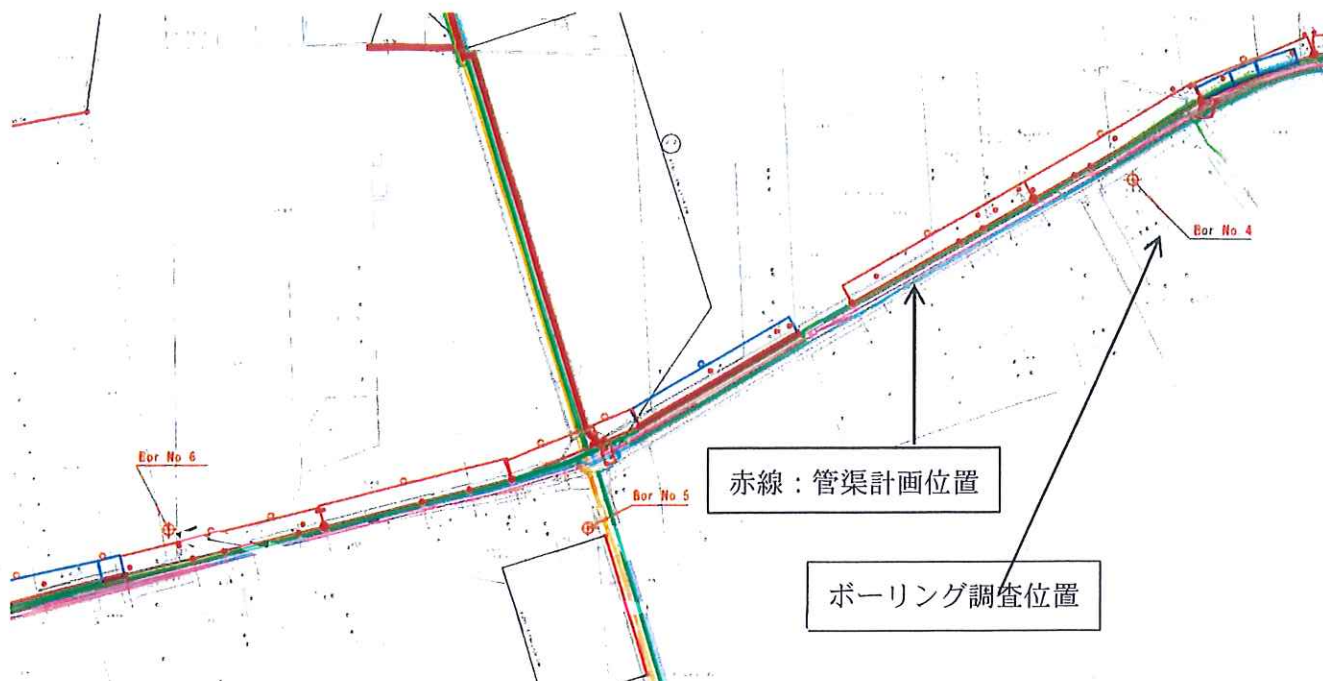


図 4.1-1：調査地点配置図(縮尺は任意)

ボーリング柱状図

調査名 横島関連整備（吹前その2ほか）実施設計業務委託

ボーリングNo 5 2 3 5 2 6 8 2 0 0 1

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	BOR No. 4	調査位置	宇治市横島町十一地内	北緯	34° 54' 29.2"
発注機関	京都府宇治市 上下水道部 下水道建設課	調査期間	平成 27年 9月 3日 ~ 27年 9月 4日	東経	135° 46' 56.5"
調査業者名	株式会社ウエスコ 電話 (06-6943-1900)	主任技師	岡田 裕一	現代理人	村田 淳
孔口標高	12.40m	角	180° 上 90° 下 0°	方	北 0° 270° 西 180° 南 90° 東
総掘進長	7.00m	地盤勾配	鉛直 90°	使用機種	試錐機 YBM-05 エンジン NFAD-8
				コ定者	村田 淳
				ハンマー	落下用具
				ポンプ	GP-5

標尺 (m)	層高 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記述	標準貫入試験				深度 (m)	試験名および結果	深試験番号	採取方法	室内試験 (月日)
									深 (m)	10cmごとの打撃回数	打撃回数/貫入量 (cm)	N 値					
1	11.40	1.00	1.00	シルト質砂	褐色	緩い		砂は中～粗砂主体。全体にシルトが混じる。粘性中。含水中位。径2～10mmの亜角礫が混じる。	0.15	2	2	6	0.45				
2	10.80	0.60	1.60	質砂	暗褐色	緩い		砂は中～粗砂主体。径2～10mmの亜角礫が混じる。全体にシルトが混じる。粘性中。含水中位。	1.15	1	1	2	1.15		4P-1	物理試験	
3	9.50	1.30	2.90	砂混じり粘土	暗灰色	軟らかい		粘性中。含水中位。細～中砂が混じる。	1.45	1	1	3	1.45		4T-1	物理試験	
4	8.30	1.20	4.10	質砂	淡褐色	中くらい		砂は細～粗砂主体。2～10mmの亜角礫が混じる。	2.15	3	4	10	2.15		4P-2	物理試験	
5	8.00	0.30	4.40	砂質シルト	暗灰色	軟らかい		粘性中。含水中位。5～30mmの亜角礫が混じる。砂は細砂。最大粒径30mm。	3.15	3	4	30	3.15		4P-3	物理試験	
6	7.40	0.60	5.00	砂	暗灰色			砂は細～粗砂。最大粒径30mm。砂は細～粗砂。部分にシルトが混じる。	3.45	1	1	3	3.45		4P-4	物理試験	
7	7.00	0.40	5.40	シルト質砂	灰色	中くらい		砂は細～粗砂。最大粒径30mm。砂は細～粗砂。部分にシルトが混じる。径2～4mmの亜角礫主体。	4.15	2	2	9	4.15		4P-5	物理試験	
	5.40	1.60	7.00	砂	暗灰色			砂は細～粗砂。	4.45	15	17	50	4.45		4P-6	物理試験	
									5.15	12	12	37	5.15		4P-7	物理試験	
									6.15				6.15				
									6.45				6.45				
									7.15				7.15				
									7.45				7.45				

土質試験結果一覧表 (基礎地盤)

調査件名 旗島関連面整備(吹前その2ほか)実施設計業務委託

整理年月日 平成 27年 9月 18日

整理担当者 松川 尚史

試料番号 (深さ)		No. 4:4P-1 (1.15~1.45m)	No. 4:4P-2 (2.15~2.45m)	No. 4:4P-3 (3.15~3.45m)	No. 4:4P-4 (4.15~4.45m)	No. 4:4P-5 (5.15~5.40m)	No. 4:4P-6 (6.15~6.45m)
一 股	湿潤密度 ρ_s g/cm ³						
	乾燥密度 ρ_d g/cm ³						
	土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.628	2.555	2.621	2.636	2.643	2.658
	自然含水比 w_n %	24.8	72.5	5.8	23.1	26.1	7.4
	間隙比 e						
粒 度	飽和度 S_r %						
	石分 (75mm以上) %						
	礫分 ¹⁾ (2~75mm) %	19.1	0.1	35.7	22.3	0.1	72.7
	砂分 ¹⁾ (0.075~2mm) %	38.8	6.3	58.1	19.3	76.7	22.3
	シルト分 ¹⁾ (0.005~0.075mm) %	42.1	93.6	6.2	58.4	23.2	5.0
	粘土分 ¹⁾ (0.005mm未満) %						
	最大粒径 mm	37.5	4.75	19	26.5	4.75	37.5
	均等係数 U_c	—	—	10.0	—	—	39.3
コン シ ス テ ン シ ー 性 質	20%粒径 D_{20} mm			0.45			0.96
	液性限界 w_L %	31.8	61.3				
	塑性限界 w_p %	17.5	31.1				
	塑性指数 I_p	14.3	30.2				
分 類	コンシステンシー指数 I_c	0.5	-0.4				
	地盤材料の 分類名 分類記号	粘性土質 礫質砂 (SCsG)	砂まじり粘土 (高液性限界) (CH-S)	粘性土まじり 礫質砂 (SG-Cs)	砂礫質粘性土 (CsSG)	粘性土質砂 (SCs)	粘性土まじり 砂質礫 (GS-Cs)
圧 密	試験方法						
	圧縮指数 C_c						
	圧密降伏応力 p_v kN/m ²						
一 軸 圧 縮	一軸圧縮強さ q_v kN/m ²						
	一軸圧縮強さ q_v kN/m ²						
	一軸圧縮強さ q_v kN/m ²						
	一軸圧縮強さ q_v kN/m ²						
せ ん 断	試験条件						
	全応力	c kN/m ²					
		ϕ °					
	有効応力	c' kN/m ²					
		ϕ' °					

特記事項

1) 石分を除いた75mm未満の土質材料
に対する百分率で表す。

[1kN/m² ≒ 0.0102kgf/cm²]

土質試験結果一覧表 (基礎地盤)

調査件名 横島関連面整備(吹前その2ほか)実施設計業務委託

整理年月日

平成 27年 9月 18日

整理担当者

松川 尚史

試料番号 (深 さ)		No. 4:4P-7 (7.15~7.45m)				
一般	湿潤密度 ρ_s g/cm ³					
	乾燥密度 ρ_d g/cm ³					
	土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.666				
	自然含水比 w_n %	7.5				
	間隙比 e					
	飽和度 S_r %					
粒度	石分 (75mm以上) %					
	礫分 ¹⁾ (2~75mm) %	68.8				
	砂分 ¹⁾ (0.075~2mm) %	24.2				
	シルト分 ¹⁾ (0.005~0.075mm) %	7.0				
	粘土分 ¹⁾ (0.005mm未満) %					
	最大粒径 mm	37.5				
	均等係数 U_c	47.1				
コンシステンシー特性	20% 粒径 D_{20} mm	0.78				
	液性限界 w_L %					
	塑性限界 w_p %					
	塑性指数 I_p					
分類	コンシステンシー指数 I_c					
	地盤材料の分類名	粘性土まじり砂質礫				
	分類記号	(GS-Cs)				
圧密	試験方法					
	圧縮指数 C_c					
	圧密降伏応力 p_c kN/m ²					
一軸圧縮	一軸圧縮強さ q_u kN/m ²					
	一軸圧縮強さ q_u kN/m ²					
	一軸圧縮強さ q_u kN/m ²					
	一軸圧縮強さ q_u kN/m ²					
せん断	試験条件					
	全応力 c kN/m ²					
	ϕ °					
	有効応力 c' kN/m ²					
	ϕ' °					

特記事項

1) 石分を除いた75mm未満の土質材料に対する百分率で表す。

[1kN/m²≒0.0102kgf/cm²]

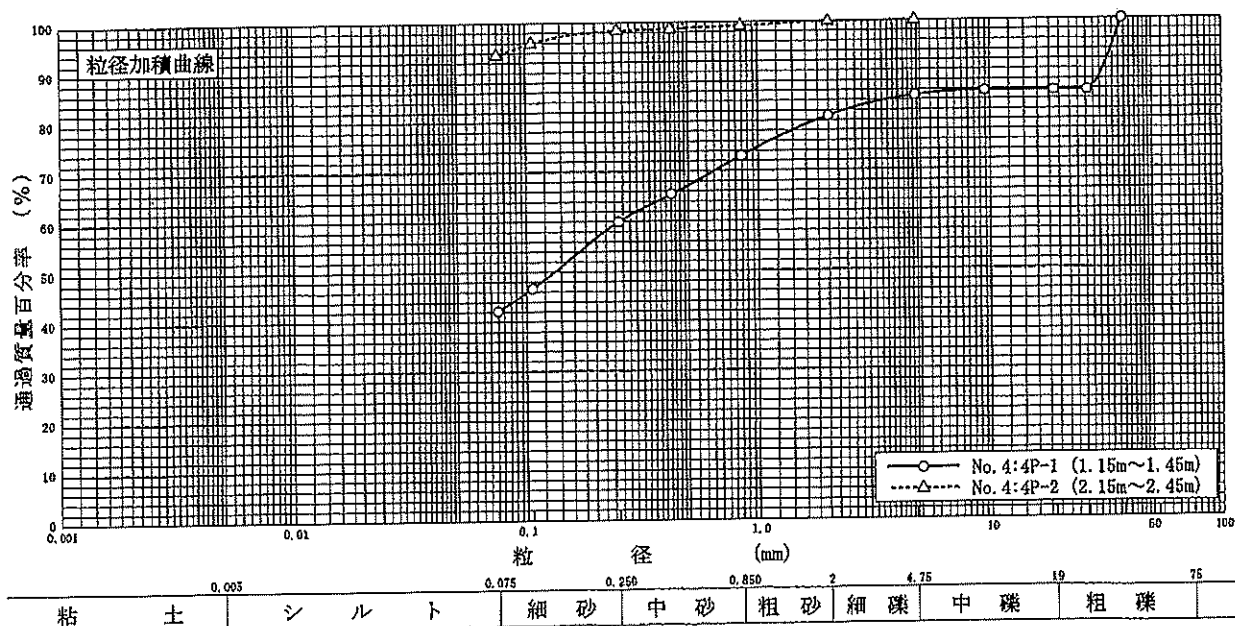
JIS A 1204 JGS 0131	土の粒度試験 (粒径加積曲線)
------------------------	-----------------

調査件名 横島関連面整備 (吹前その2ほか) 実施設計業務委託

試験年月日 平成 27年 9月 15日

試験者 遠藤 暢

試料番号 (深さ)	No. 4:4P-1 (1.15~1.45m)		No. 4:4P-2 (2.15~2.45m)		試料番号 (深さ)	No. 4:4P-1 (1.15~1.45m)	No. 4:4P-2 (2.15~2.45m)
ふるい分析	粒径 mm	通過質量百分率 %	粒径 mm	通過質量百分率 %	粗 礫 分 %	14.3	-
	75		75		中 礫 分 %	0.8	-
	63		53		細 礫 分 %	4.0	0.1
	37.5	100.0	37.5		粗 砂 分 %	7.9	0.7
	26.5	85.7	26.5		中 砂 分 %	13.1	0.8
	19	85.7	19		細 砂 分 %	17.8	4.8
	9.5	85.7	9.5		シルト分 %	42.1	93.6
	4.75	84.9	4.75	100.0	粘土分 %		
	2	80.9	2	99.9	2mmふるい通過質量百分率 %	80.9	99.9
	0.850	73.0	0.850	99.2	425 μ mふるい通過質量百分率 %	65.4	98.7
	0.425	65.4	0.425	98.7	75 μ mふるい通過質量百分率 %	42.1	93.6
	0.250	59.9	0.250	98.4	最大粒径 mm	37.5	4.75
	0.106	46.6	0.106	95.9	60 % 粒径 D_{60} mm	0.25	-
	0.075	42.1	0.075	93.6	50 % 粒径 D_{50} mm	0.13	-
沈降分析					30 % 粒径 D_{30} mm	-	-
					10 % 粒径 D_{10} mm	-	-
					均等係数 U_c	-	-
					曲率係数 U_c'	-	-
					土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.628	2.555
					使用した分散剤		
					溶液濃度, 溶液添加量		
					20 % 粒径 D_{20} mm	-	-



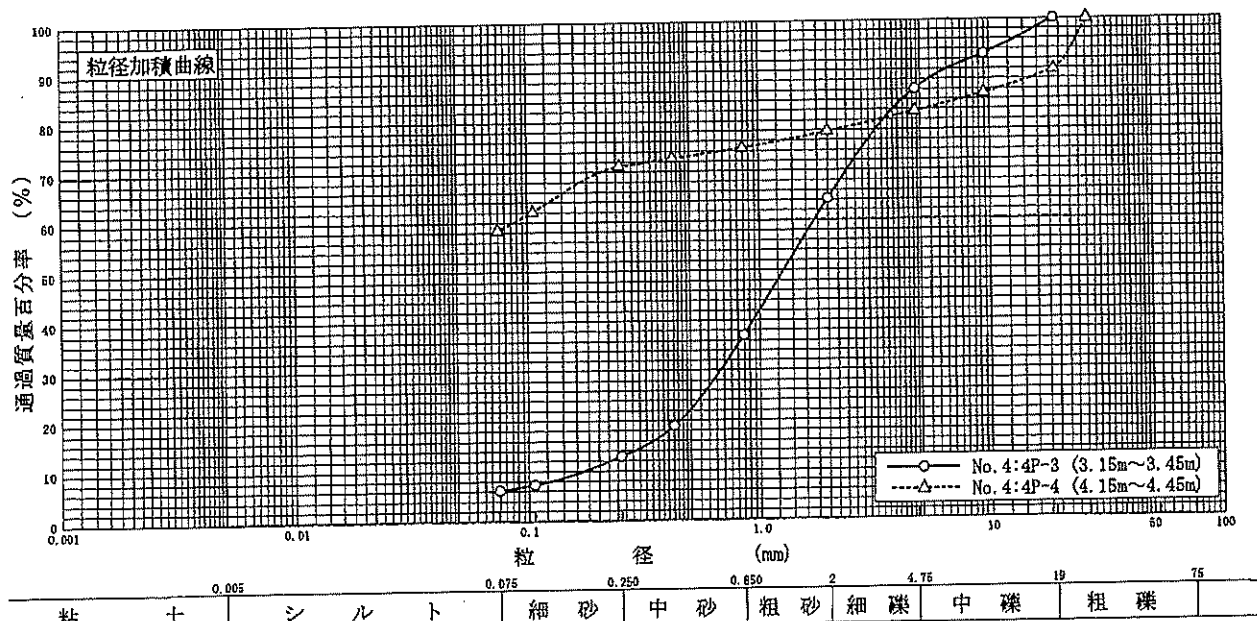
特記事項

JIS A 1204 JGS 0131	土の粒度試験 (粒径加積曲線)
------------------------	-----------------

調査件名 横島関連面整備 (吹前その2ほか) 実施設計業務委託 試験年月日 平成 27年 9月 15日

試験者 遠藤 暢

試料番号 (深さ)	No. 4:4P-3 (3.15~3.45m)	No. 4:4P-4 (4.15~4.45m)	試料番号 (深さ)	No. 4:4P-3 (3.15~3.45m)	No. 4:4P-4 (4.15~4.45m)
ふるい 分析	粒径 mm	通過質量百分率 %	粒径 mm	通過質量百分率 %	粗 礫 分 %
	75		75		中 礫 分 %
	53		53		細 礫 分 %
	37.5		37.5		粗 砂 分 %
	26.5		26.5	100.0	中 砂 分 %
	19	100.0	19	89.7	細 砂 分 %
	9.5	93.0	9.5	85.1	シルト分 %
	4.75	86.1	4.75	81.6	粘土分 %
	2	64.3	2	77.7	2mmふるい通過質量百分率 %
	0.850	37.0	0.850	74.6	425 μ mふるい通過質量百分率 %
	0.425	18.9	0.425	72.6	75 μ mふるい通過質量百分率 %
	0.250	12.9	0.250	71.1	最大粒径 mm
	0.106	7.3	0.106	62.1	60 % 粒径 D_{60} mm
	0.075	6.2	0.075	58.4	50 % 粒径 D_{50} mm
沈 降 分 析					30 % 粒径 D_{30} mm
					10 % 粒径 D_{10} mm
					均等係数 U_c
					曲率係数 U_c'
					土粒子の密度 ρ_s g/cm ³
					使用した分散剤
					溶液濃度, 溶液添加量
					20 % 粒径 D_{20} mm



特記事項

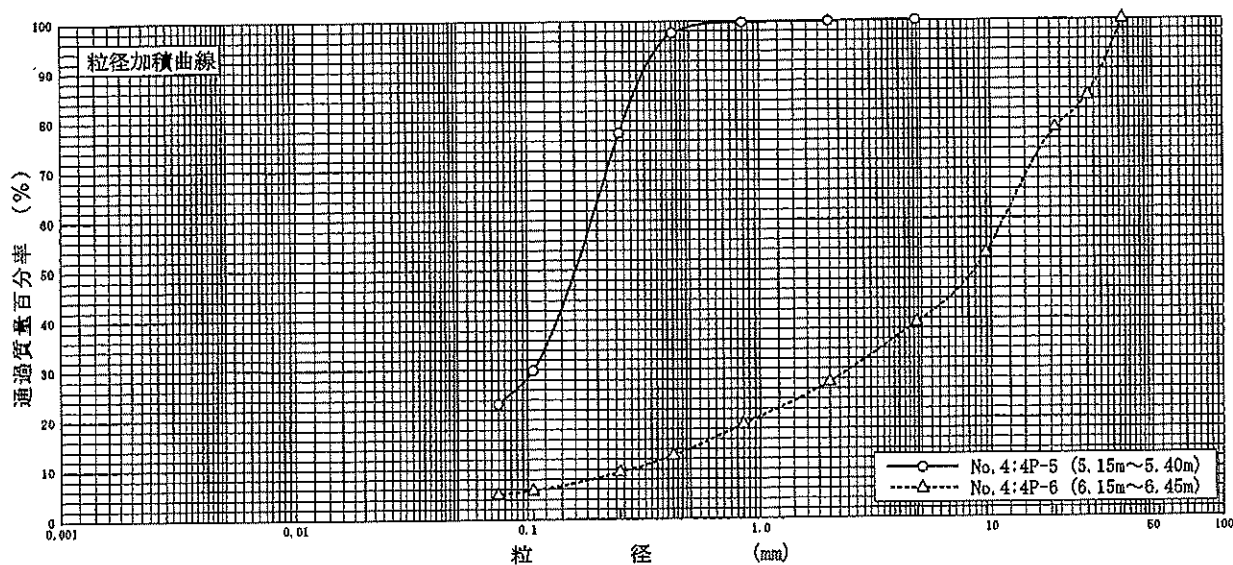
JIS A 1204 JGS 0131	土の粒度試験 (粒径加積曲線)	
------------------------	-----------------	--

調査件名 梶島関連面整備(吹前その2ほか)実施設計業務委託

試験年月日 平成 27年 9月 15日

試験者 遠藤 暢

試料番号 (深さ)	No. 4:4P-5 (5.15~5.40m)	No. 4:4P-6 (6.15~6.45m)	試料番号 (深さ)	No. 4:4P-5 (5.15~5.40m)	No. 4:4P-6 (6.15~6.45m)
ふ る い 分 析	粒径 mm	通過質量百分率%	粒径 mm	通過質量百分率%	粗 礫 分 %
	75		75		中 礫 分 %
	53		53		細 礫 分 %
	37.5		37.5	100.0	粗 砂 分 %
	26.5		26.5	84.6	中 砂 分 %
	19		19	78.1	細 砂 分 %
	9.5		9.5	52.9	シ ル ト 分 %
	4.75	100.0	4.75	39.1	粘 土 分 %
	2	99.9	2	27.3	2mmふるい通過質量百分率 %
	0.850	99.7	0.850	18.9	425 μ mふるい通過質量百分率 %
	0.425	97.6	0.425	12.7	75 μ mふるい通過質量百分率 %
	0.250	77.5	0.250	9.4	最 大 粒 径 mm
	0.106	29.9	0.106	5.8	60 % 粒 径 D_{60} mm
	0.075	23.2	0.075	5.0	50 % 粒 径 D_{50} mm
沈 降 分 析					30 % 粒 径 D_{30} mm
					10 % 粒 径 D_{10} mm
					均 等 係 数 U_c
					曲 率 係 数 U_c'
					土 粒 子 の 密 度 ρ_s g/cm ³
					使用した分散剤 溶液濃度, 溶液添加量
					20 % 粒 径 D_{20} mm



粘 土	シ ル ト	細 砂	中 砂	粗 砂	細 礫	中 礫	粗 礫
-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

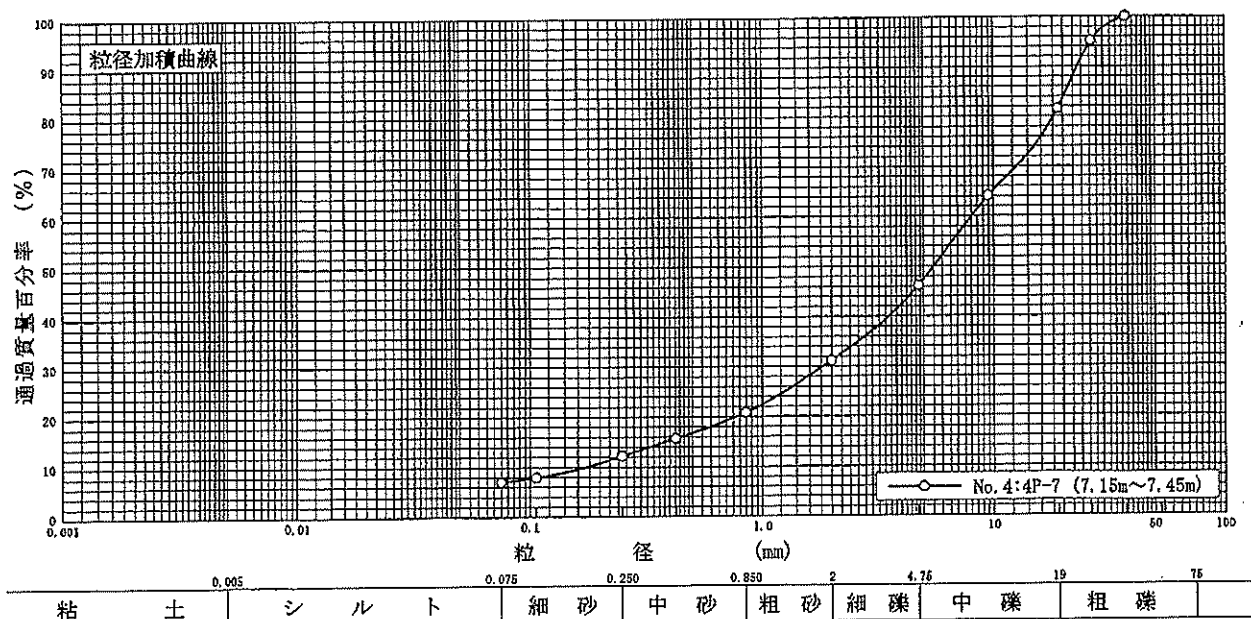
特記事項

JIS A 1204 JGS 0131	土の粒度試験 (粒径加積曲線)	
------------------------	-----------------	--

調査件名 横島関連面整備(吹前その2ほか)実施設計業務委託 試験年月日 平成 27年 9月 14日

試験者 遠藤 暢

試料番号 (深さ)	No. 4:4P-7 (7.15~7.45m)				試料番号 (深さ)	No. 4:4P-7 (7.15~7.45m)	
ふるい 分析	粒径 mm	通過質量百分率%	粒径 mm	通過質量百分率%	粗 礫 分 %	18.5	
	75		75		中 礫 分 %	35.4	
	53		53		細 礫 分 %	14.9	
	37.5	100.0	37.5		粗 砂 分 %	10.4	
	26.5	95.1	26.5		中 砂 分 %	8.6	
	19	81.5	19		細 砂 分 %	5.2	
	9.5	64.1	9.5		シルト分 %	7.0	
	4.75	46.1	4.75		粘土分 %		
	2	31.2	2		2mmふるい通過質量百分率 %	31.2	
	0.850	20.8	0.850		425 μ mふるい通過質量百分率 %	15.7	
	0.425	15.7	0.425		75 μ mふるい通過質量百分率 %	7.0	
	0.250	12.2	0.250		最大粒径 mm	37.5	
	0.106	7.9	0.106		60 % 粒径 D_{60} mm	8.0	
沈 降 分 析	0.075	7.0	0.075		50 % 粒径 D_{50} mm	5.5	
					30 % 粒径 D_{30} mm	1.8	
					10 % 粒径 D_{10} mm	0.17	
					均等係数 U_c	47.1	
					曲率係数 U_c'	2.38	
					土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.666	
					使用した分散剤 溶液濃度, 溶液添加量		
					20 % 粒径 D_{20} mm	0.78	



特記事項